



---

# グリーンファイナンス市場の動向等について

---

2026年3月24日

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室

## 今回検討会における議論の進め方

- 市場環境の変化等を受けて、足元、グリーンファイナンス市場は落ち着きを見せている。
  - ニーズの一端感のほか、「市場環境が大きく変化するもとでラベル債よりも一般債が選好される」との声も聞かれる。
- 一方、解像度をあげると、脱炭素を中心に、環境改善に向けた資金需要は引き続き確認されており、参加者の裾野の広がりが見られるほか、テーマについても、従来の脱炭素に加え、資源循環や生物多様性、さらには適応といった分野への関心の広がりも見られる。
- また、社会・経済環境が変化している中で、社債市場の活性化（経済産業省・日本証券業協会）や地域金融力の強化（金融庁）、グリーンインフラ事業における資金調達のあり方（国土交通省）といった大きなテーマが議論されており、そこではESGファイナンスに対する期待もみられる。
- 本日の検討会においては、まずは環境省より、グリーンファイナンス市場の動向、関連する政策動向、今後の検討課題についてご報告させていただき、ゲストからも情報提供をいただく。その上で、委員の皆様よりご意見をいただく時間を設けたい。

---

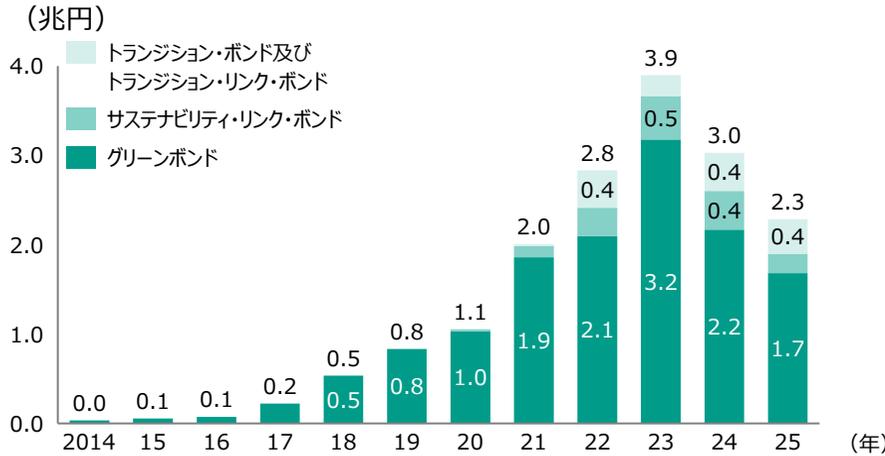
## グリーンファイナンス市場の動向

---

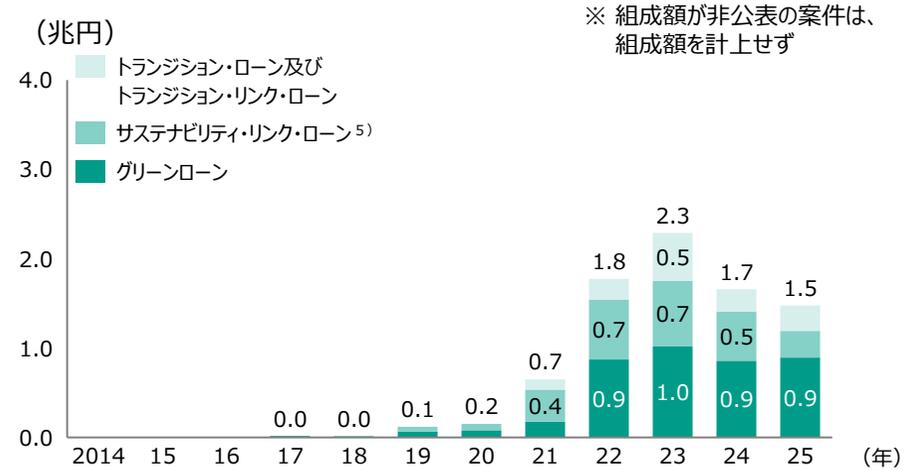
# 国内グリーンファイナンス<sup>1)</sup> 市場規模 ① 海外比較

## 国内

### ボンド<sup>2)</sup> 発行額の推移<sup>3)</sup>



### ローン<sup>4)</sup> 組成額の推移<sup>3)</sup>

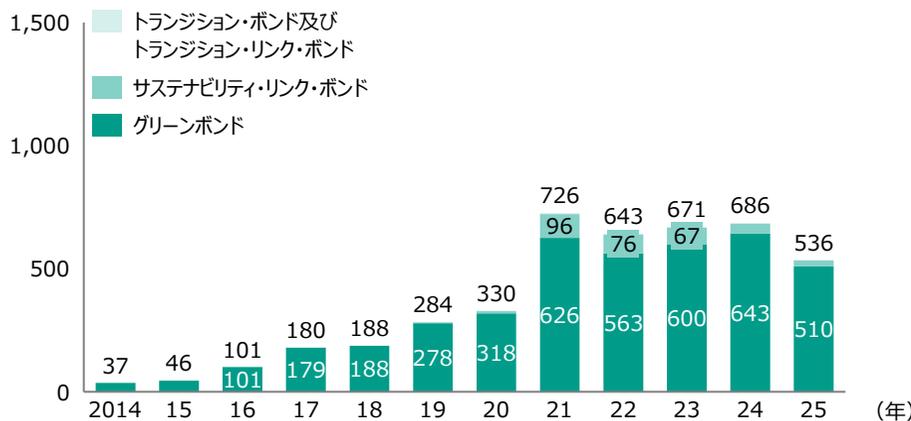


国内

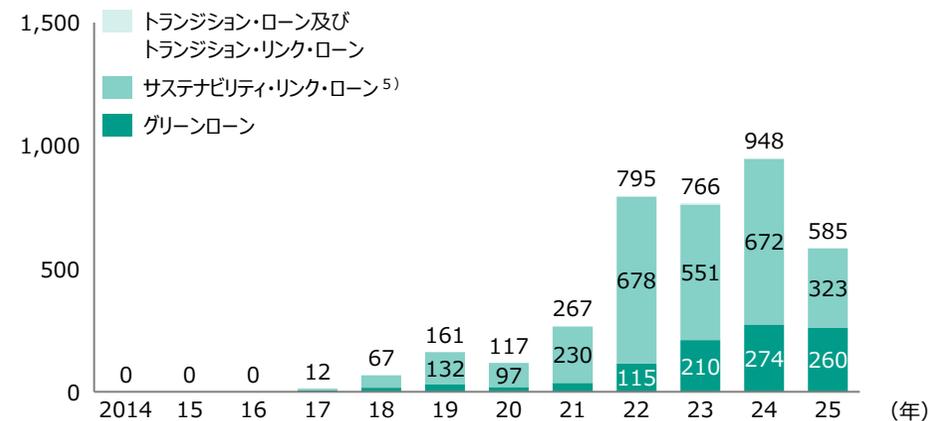
世界

### 世界

### (十億米ドル)



### (十億米ドル)

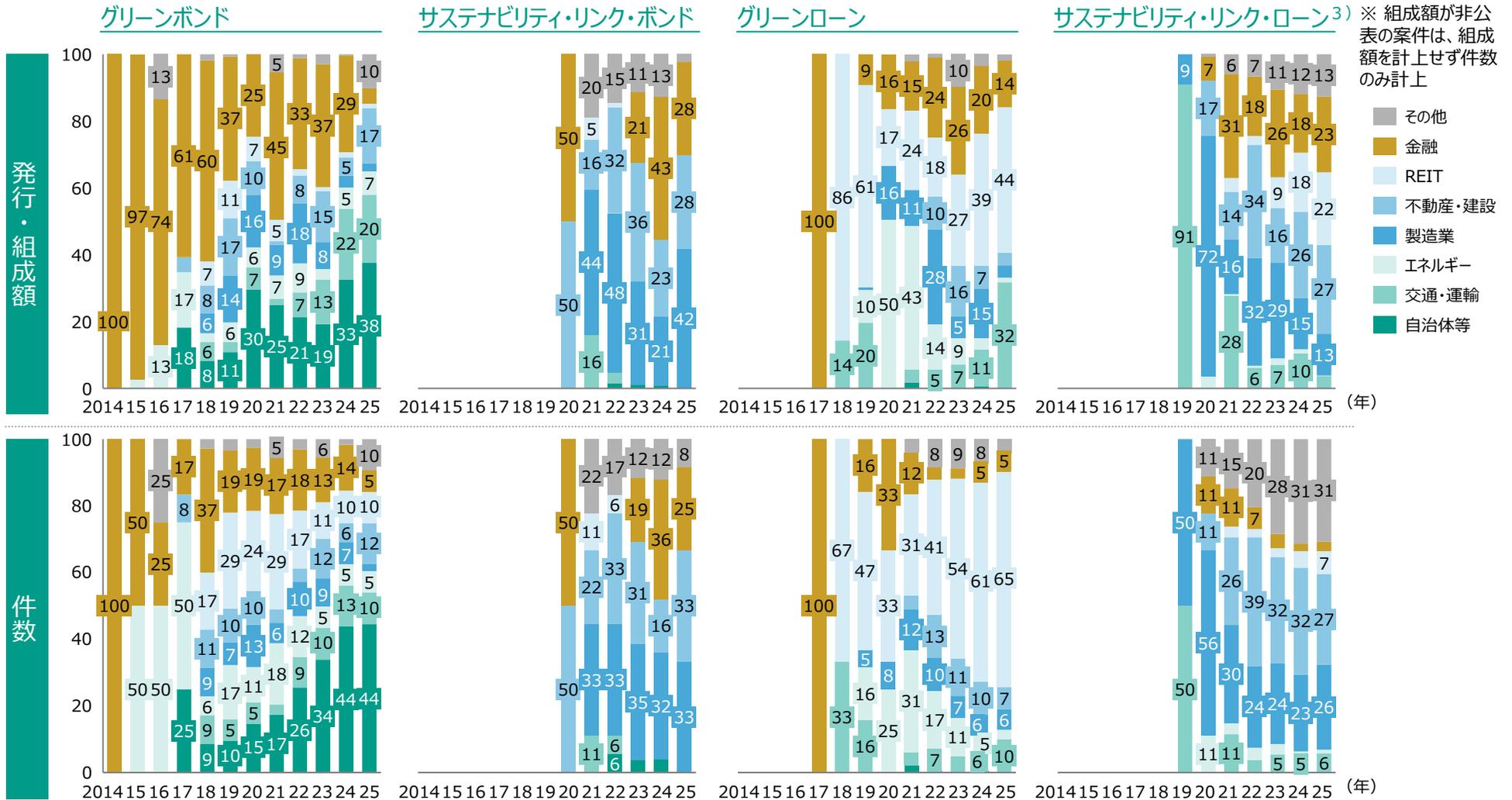


1. 「グリーンファイナンス」は、グリーンボンド、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローンを指す； 2. グリーンボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、トランジション・ボンド、トランジション・リンク・ボンド； 3. データラベルは国内は四捨五入して0.4兆円以上、世界は四捨五入して100十億米ドル以上のものについて表示； 4. グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローン、トランジション・ローン、トランジション・リンク・ローンを指す； 5. サステナビリティ・リンク・ローンは、金融機関が自らの資金調達の方針としてではなく、顧客へサステナビリティ・リンク・ローンを提供する際の方針として策定した「サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク（包括フレームワーク）」に基づいて組成された案件も含む

出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（2026年2月16日閲覧、同年1月5日現在）；経済産業省

# 国内グリーンファイナンス<sup>1)</sup> 市場規模 ② 調達者セクター

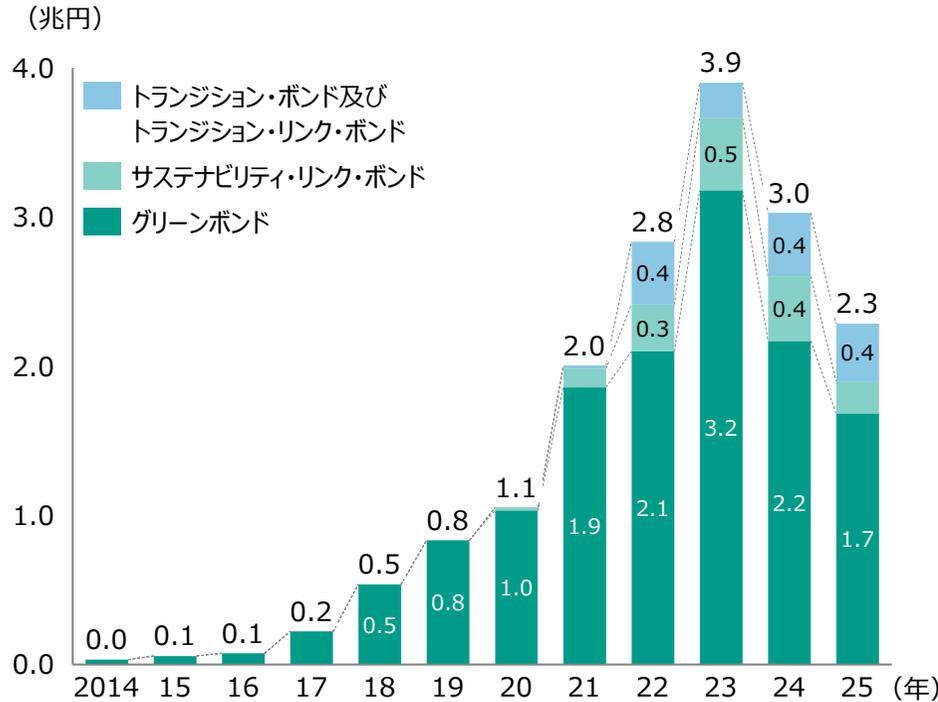
グリーンファイナンス<sup>1)</sup> ラベル別発行・組成額及び件数のセクター別割合の推移 (%) <sup>2)</sup>



1. 「グリーンファイナンス」は、グリーンボンド、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローンを指す； 2. データラベルは四捨五入して5%以上のものについて表示； 3. 金融機関が自らの資金調達の方針としてではなく、顧客へサステナビリティ・リンク・ローンを提供する際の方針として策定した「サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク（包括フレームワーク）」に基づいて組成された案件も含む  
出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（2026年2月16日閲覧、同年1月5日現在）

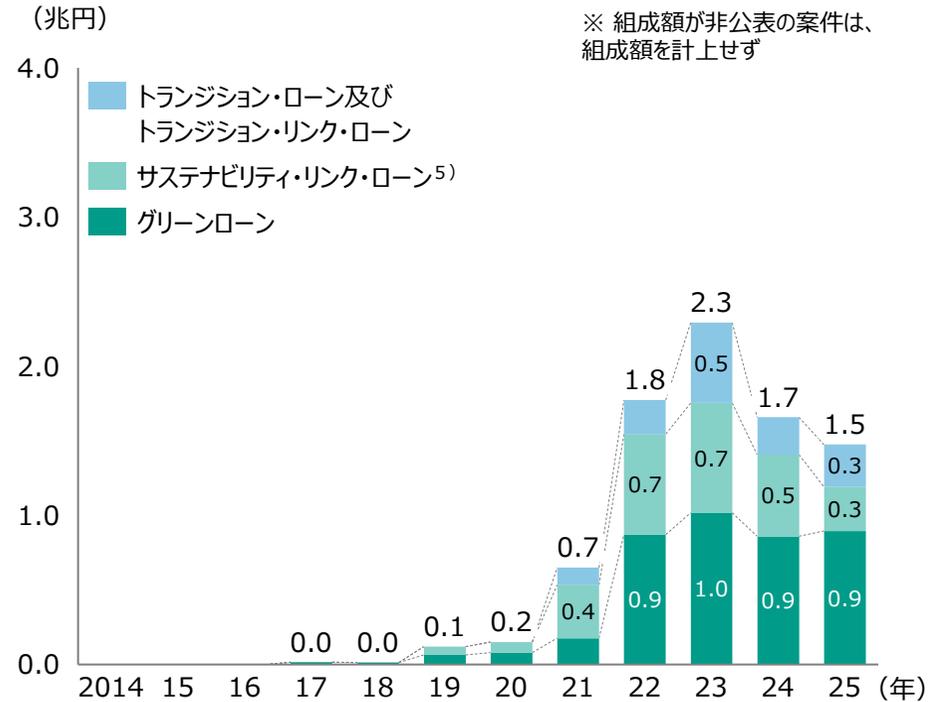
# 国内グリーンファイナンス<sup>1)</sup> 市場規模 ③ ボンド/ローン別

## 国内債券<sup>2)</sup> 発行額の推移<sup>3)</sup>



国内公社債発行額 <sup>6)</sup> (兆円)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
国内公社債発行額 <sup>6)</sup> に占める債券 <sup>2)</sup> の割合 (%)	0%	0%	0%	1%	2%	3%	3%	7%	12%	14%	11%	8%

## 国内ローン<sup>4)</sup> 組成額の推移<sup>3)</sup>



※ 組成額が非公表の案件は、組成額を計上せず

設備資金新規貸出額 <sup>7)</sup> (兆円)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
設備資金新規貸出額 <sup>7)</sup> に占めるローン <sup>4)</sup> の割合 (%)	-	-	-	0%	0%	0%	0%	2%	4%	5%	4%	3%

1. 「グリーンファイナンス」は、グリーン債券、サステナビリティ債券、サステナビリティ・リンク・債券、グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローンを指す； 2. グリーン債券、サステナビリティ・リンク・債券、トランジション・債券、トランジション・リンク・債券； 3. データラベルは四捨五入して0.3兆円以上のものについて表示； 4. グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローン、トランジション・ローン、トランジション・リンク・ローンを指す； 5. 金融機関が自らの資金調達の方針としてではなく、顧客へサステナビリティ・リンク・ローンを提供する際の方針として策定した「サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク（包括フレームワーク）」に基づいて組成された案件も含む； 6. 公募公共債のうち国債を除いたもの（地方債及び政債）並びに公募民間債（財投機関債等、普通社債、資産担保型社債、転換社債、金融債、非居住者債）の発行額； 7. 設備資金新規貸出額の総貸出額から個人向けを除いたもので、国内銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信用金庫及びその他金融機関について、暦年ごとに集計した額  
出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（2026年2月16日閲覧、同年1月5日現在）；日本証券業協会「公社債発行額・償還額等」（2026年2月16日閲覧）；日本銀行「貸出先別貸出金」（2026年2月16日閲覧）；経済産業省

# 国内グリーンファイナンス<sup>1)</sup> 市場規模 ④ 件数・金額・利用回数

## グリーンファイナンス<sup>1)</sup> ラベル別発行・組成額及び件数（資金調達者の調達回数別）の推移

### グリーンボンド

### サステナビリティ・リンク・ボンド

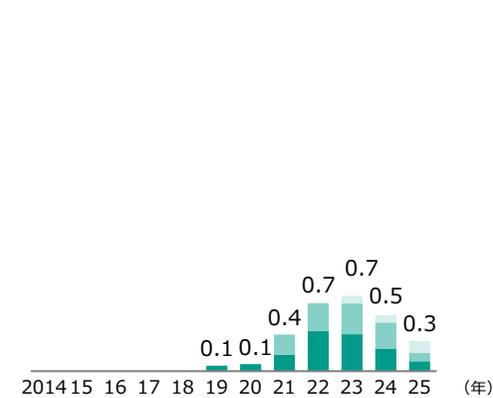
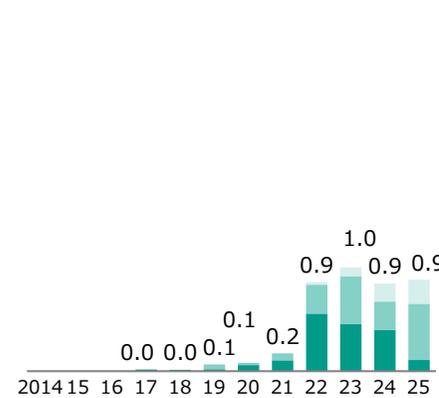
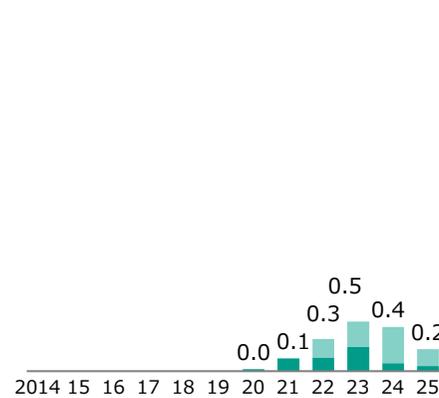
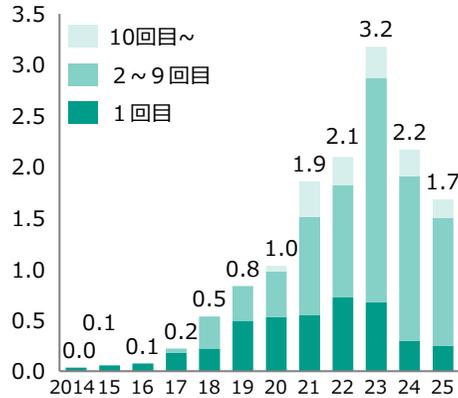
### グリーンローン

### サステナビリティ・リンク・ローン<sup>2)</sup>

※ 組成額が非公表の案件は、  
組成額を計上せず件数のみ計上

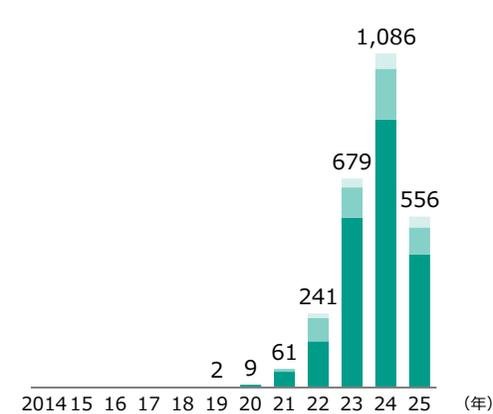
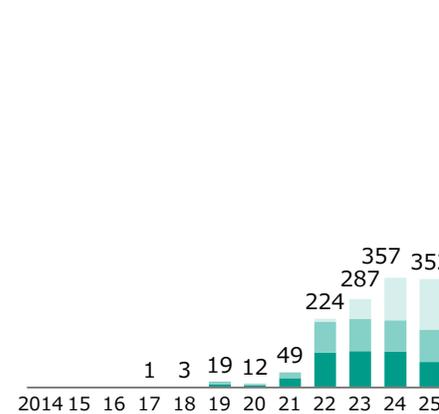
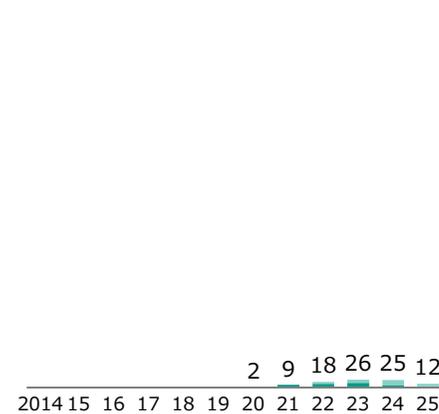
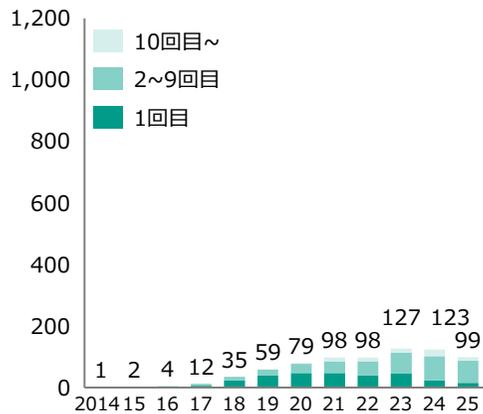
発行・  
組成額

(兆円)



件数

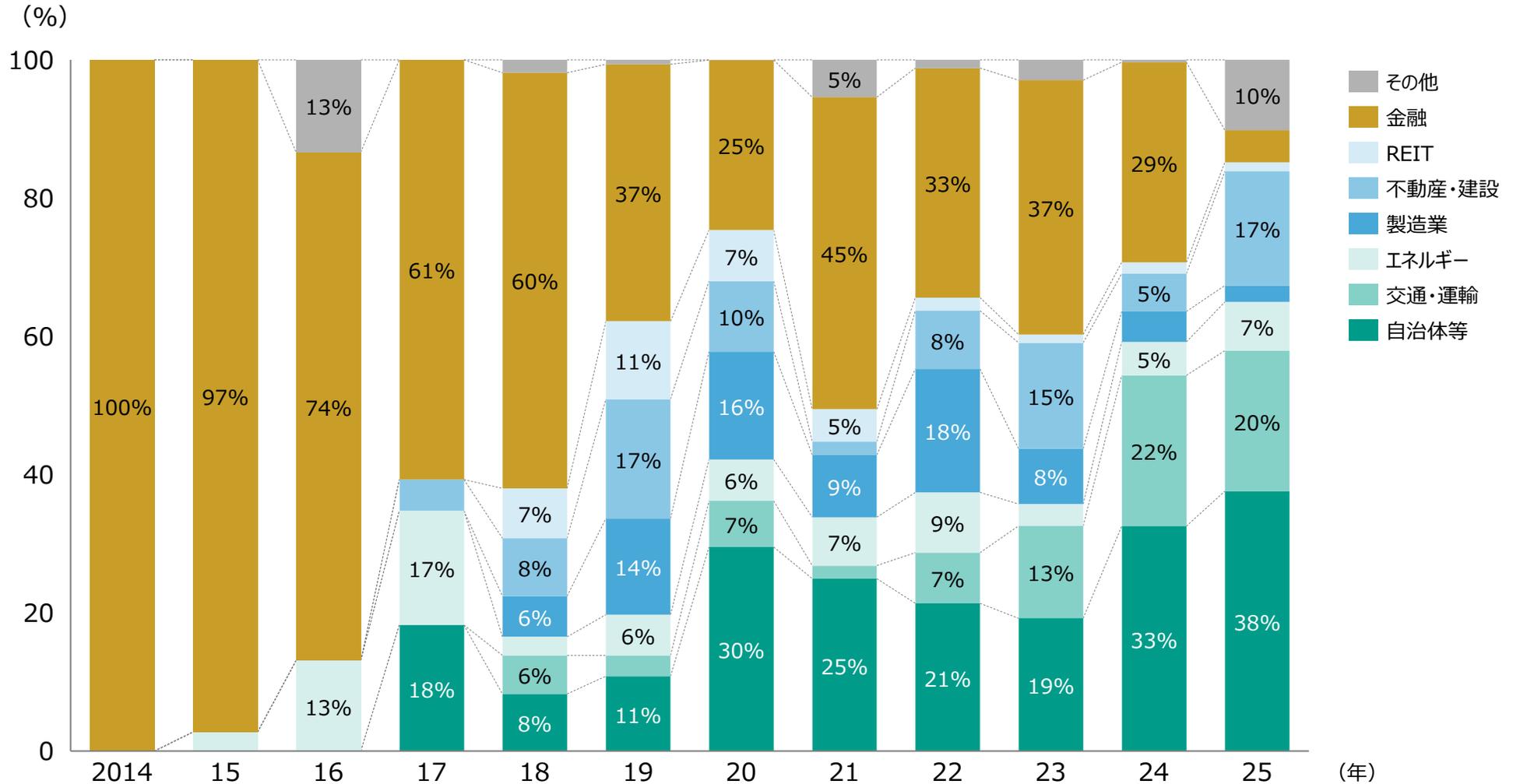
(件)



1. 「グリーンファイナンス」は、グリーンボンド、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローンを指す；  
 2. 金融機関が自らの資金調達の方針としてではなく、顧客へサステナビリティ・リンク・ローンを提供する際の方針として策定した「サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク（包括フレームワーク）」に基づいて組成された案件も含む  
 出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（2026年2月16日閲覧、同年1月5日現在）

# グリーンボンド（1 / 2）発行セクター別内訳

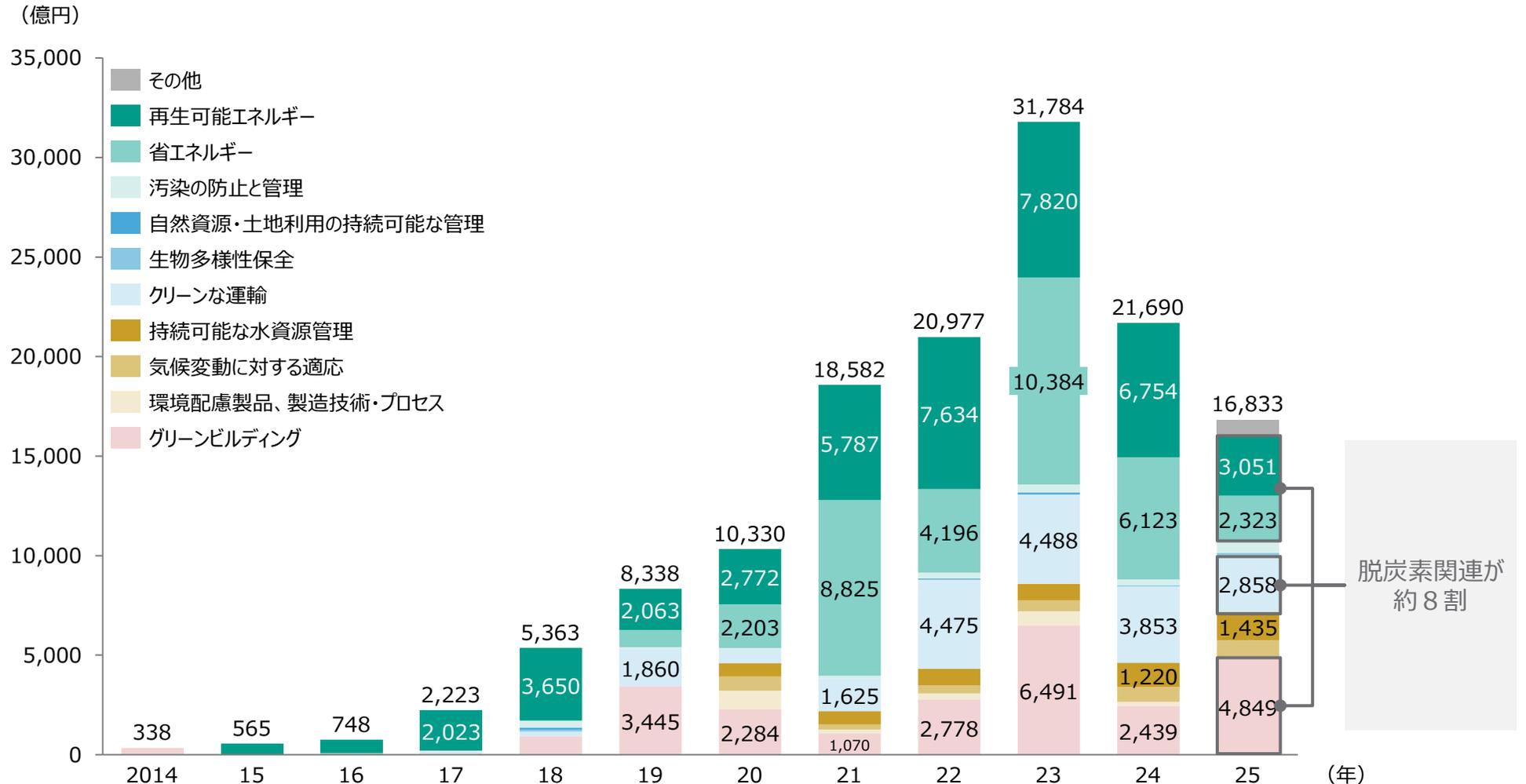
グリーンボンドのセクター別発行額の割合推移<sup>1)</sup>



1. データラベルは四捨五入して5%以上のものについて表示  
 出所: 環境省「グリーンファイナンスポータル」(2026年2月16日閲覧、同年1月5日現在)

# グリーンボンド（2 / 2）資金用途<sup>1)</sup>

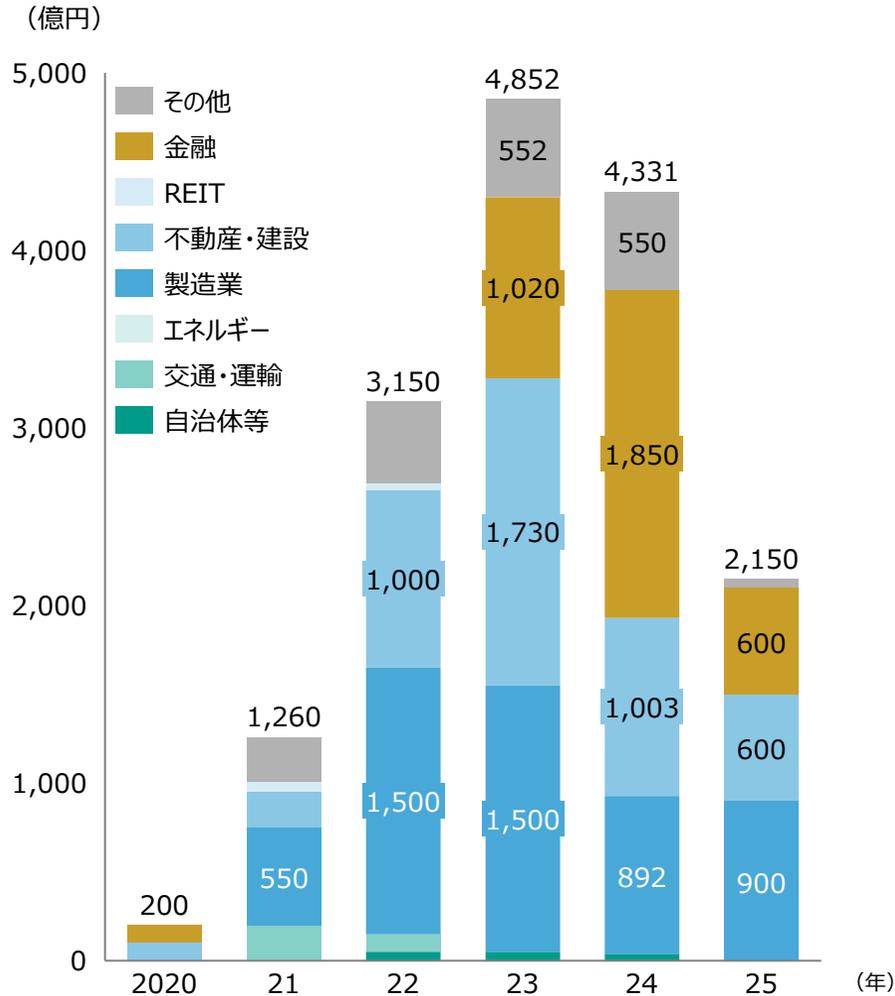
## グリーンボンドの資金用途別発行額の推移<sup>2)</sup>



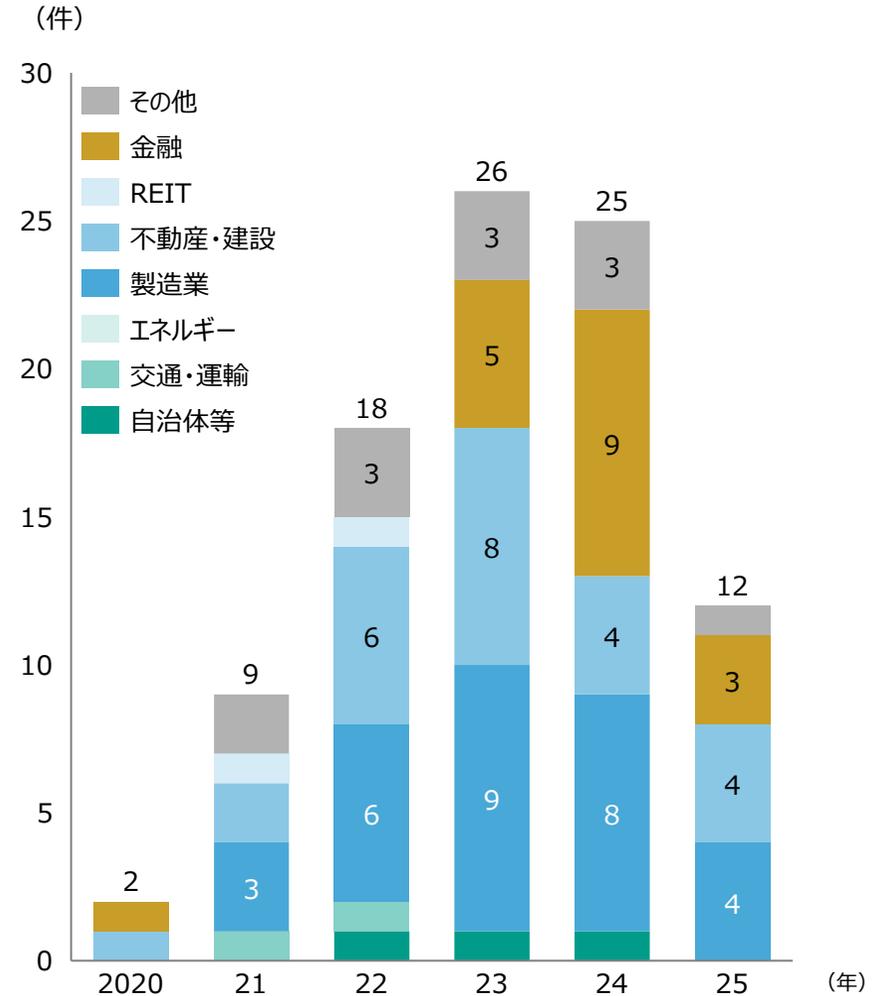
1. グリーンリスト（グリーンボンドガイドライン及びグリーンローンガイドラインの付属書1）における大分類で、各ボンドについて、発行体等による報道発表資料、フレームワーク、セカンド・パーティ・オピニオン（SPO）等をもとに事務局で資金用途の分類を判断したもの。複数資金用途があるものについては、主要な用途と思われるものに分類； 2. データラベルは1,000億円以上のものについて表示  
 出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（2026年2月16日閲覧、同年1月5日現在）

# サステナビリティ・リンク・ボンド 発行セクター別内訳

サステナビリティ・リンク・ボンドのセクター別発行額の推移<sup>1)</sup>



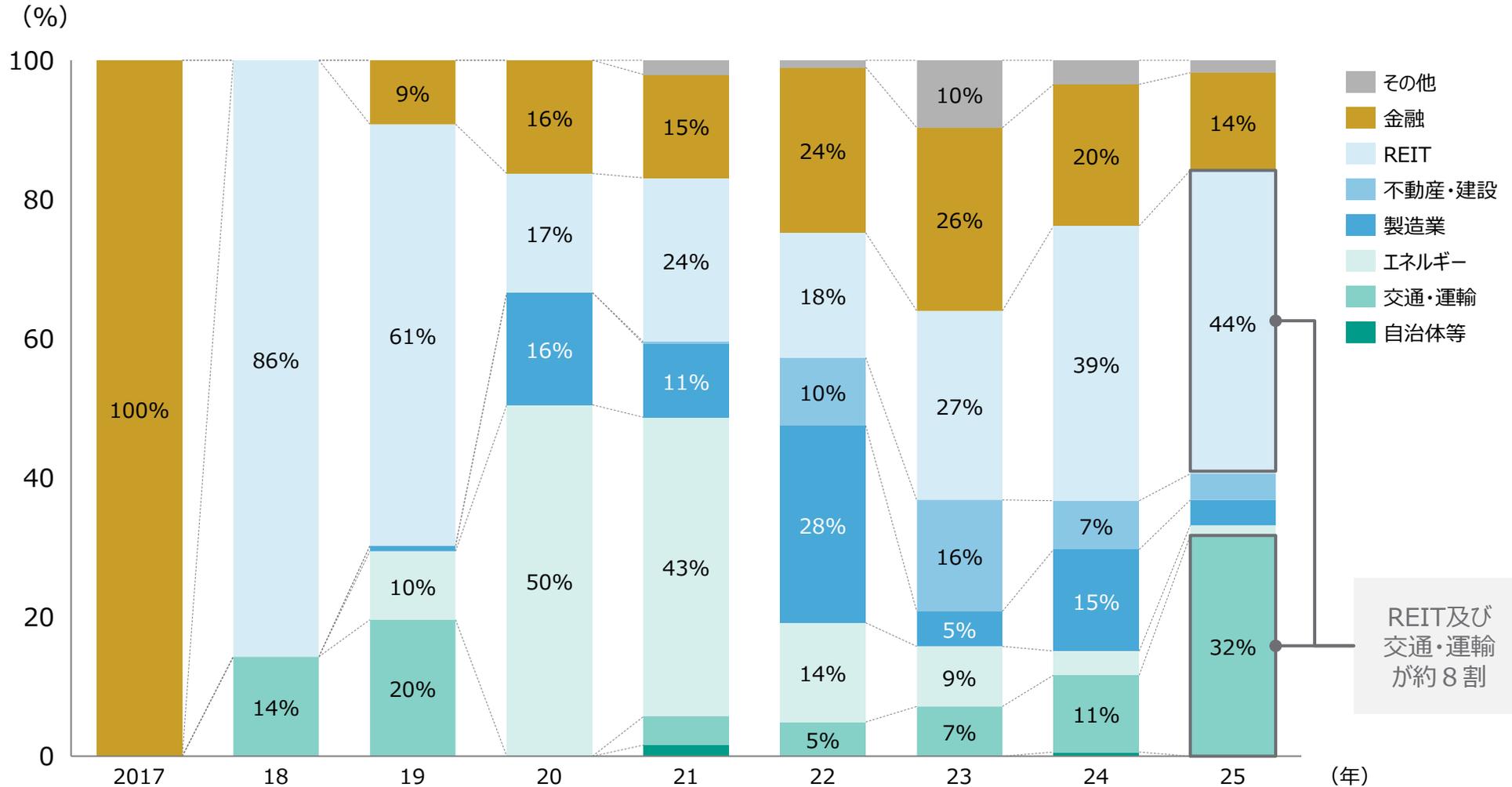
サステナビリティ・リンク・ボンドのセクター別発行件数の推移<sup>2)</sup>



1. データラベルは金額500億円以上ものについて表示; 2. データラベルは件数3件以上のものについて表示  
 出所: 環境省「グリーンファイナンスポータル」(2026年2月16日閲覧、同年1月5日現在)

# グリーンローン（1 / 3）調達セクター別内訳

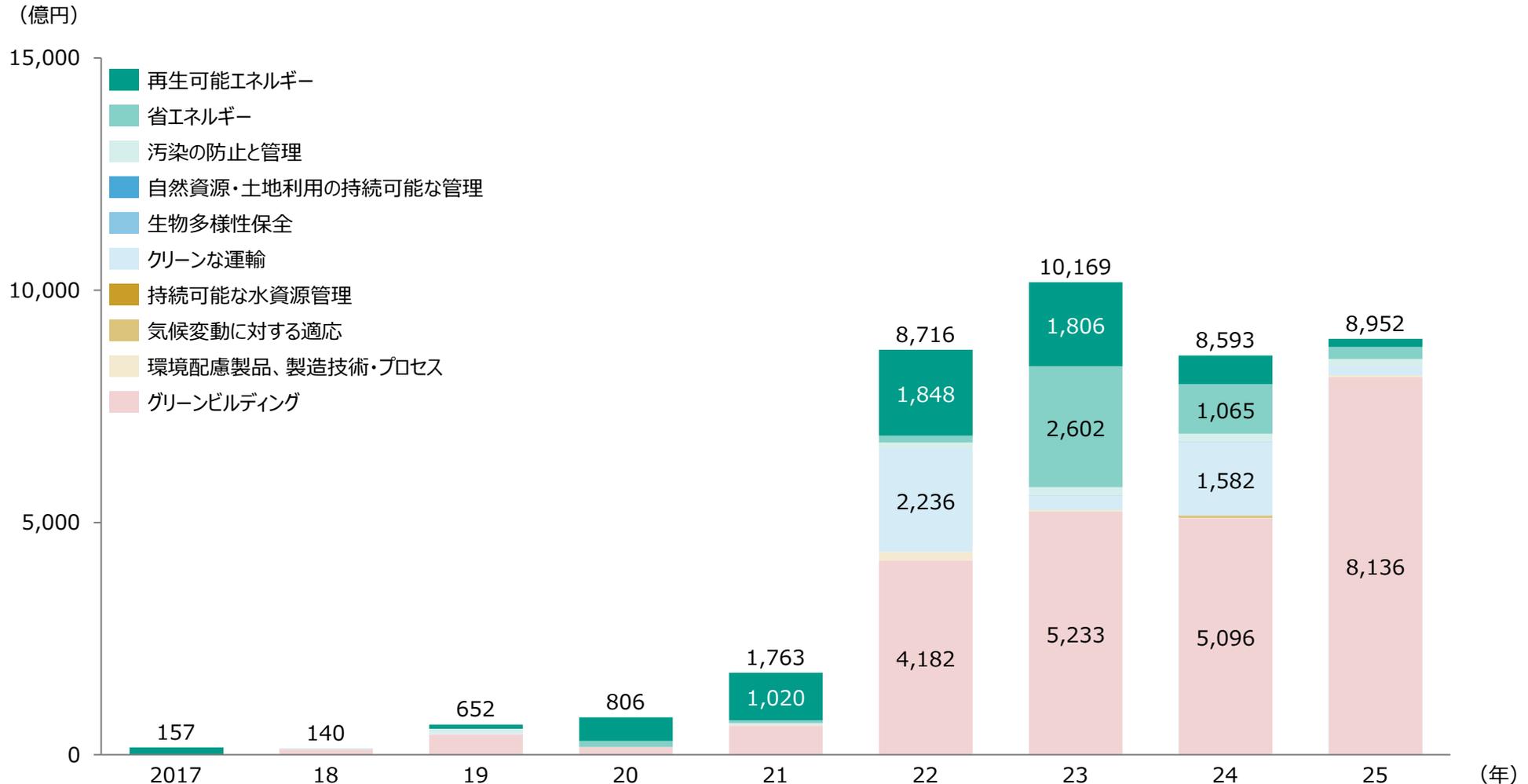
グリーンローンのセクター別組成額の割合の推移<sup>1)</sup>



1. データラベルは四捨五入して5%以上のものについて表示  
 出所: 環境省「グリーンファイナンスポータル」(2026年2月16日閲覧、同年1月5日現在)

# グリーンローン（2 / 3）資金使途<sup>1)</sup>

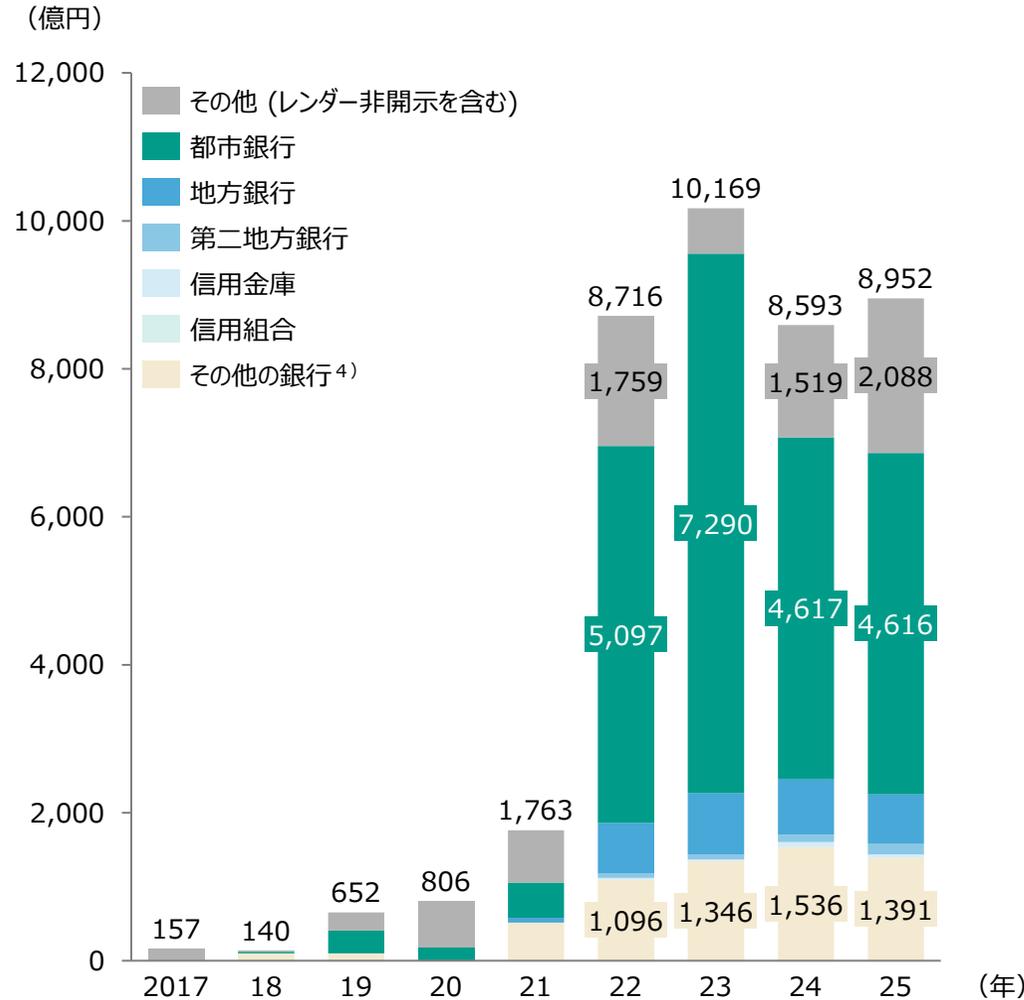
## グリーンローンの資金使途別発行額の推移<sup>2)</sup>



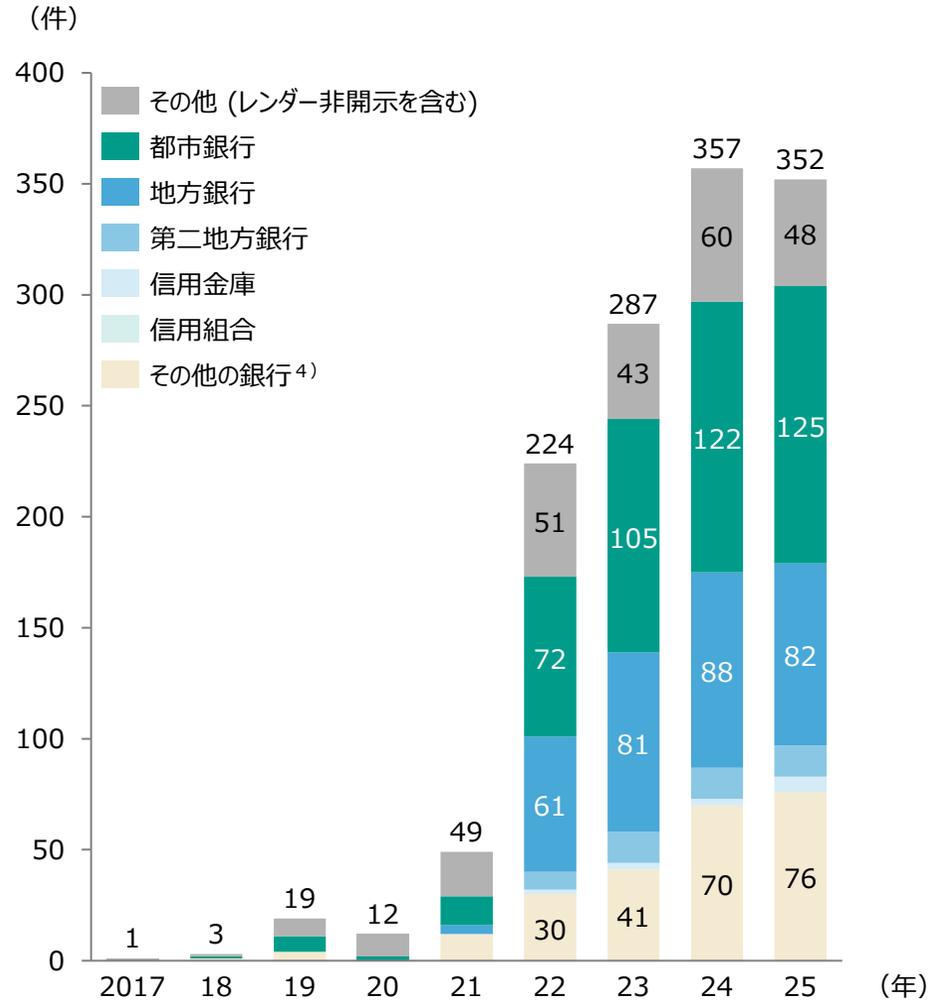
1. グリーンリスト（グリーンボンドガイドライン及びグリーンローンガイドラインの付属書1）における大分類で、各案件について、資金調達者等による報道発表資料、フレームワーク、セカンド・パーティ・オピニオン（SPO）等をもとに事務局で資金使途の分類を判断したもの。複数資金使途があるものについては、主要な用途と思われるものに分類； 2. データラベルは1,000億円以上のものについて表示  
出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（2026年2月16日閲覧、同年1月5日現在）

# グリーンローン（3 / 3）ストラクチャー金融機関<sup>1)</sup> 業態別

## グリーンローンの金融機関業態別組成額の推移<sup>2)</sup>



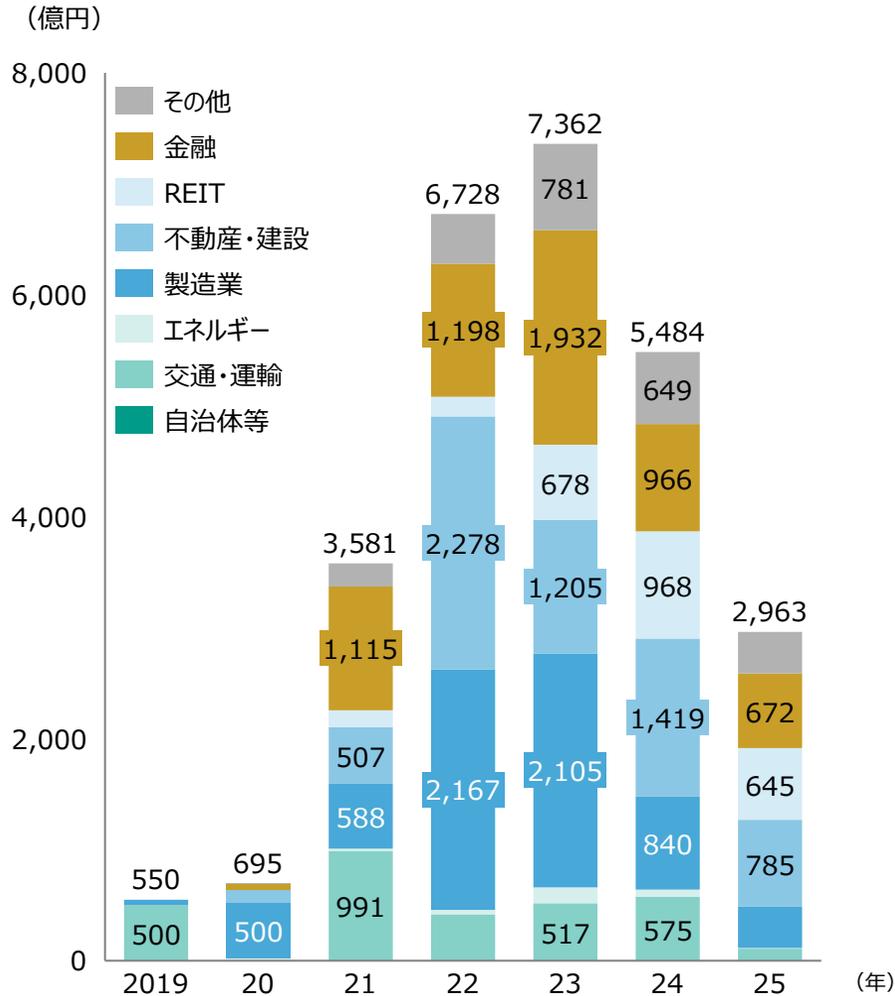
## グリーンローンの金融機関業態別組成件数の推移<sup>3)</sup>



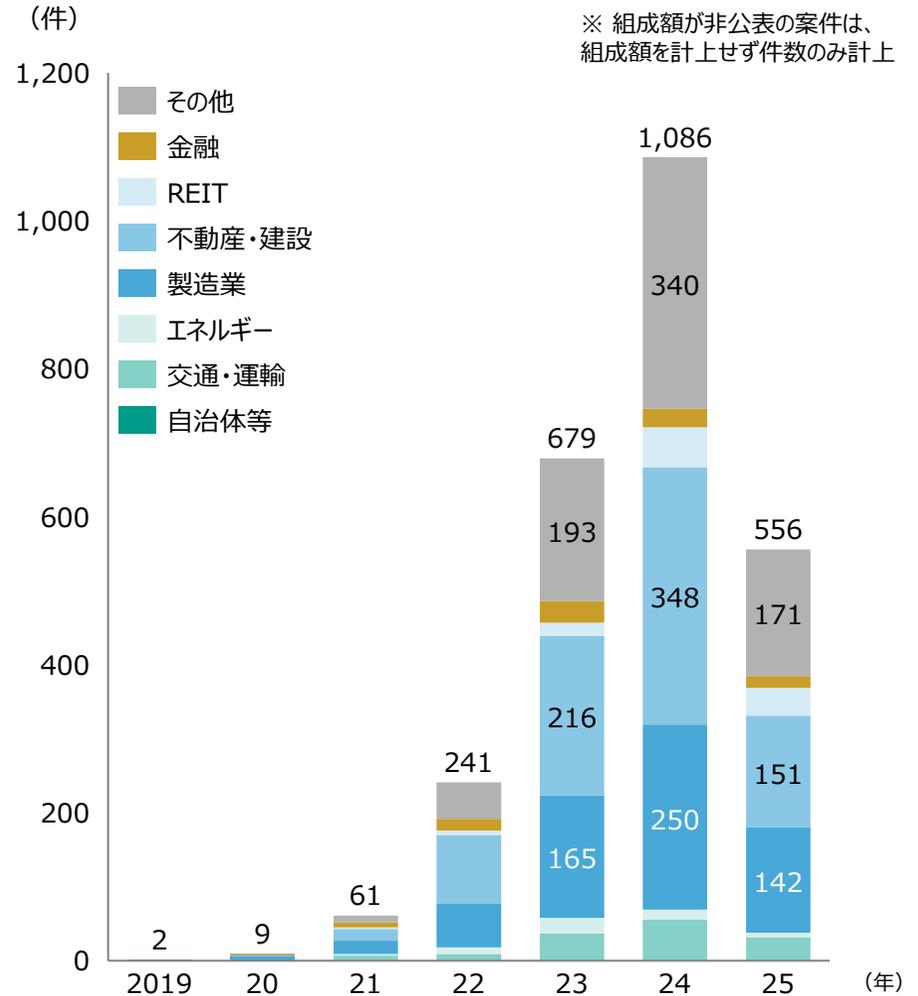
1. 各案件の代表的な金融機関（複数行が記載されている場合は公表資料上の記載順に基づき最初に記載された金融機関、シンジケートローンの場合はアレンジャー行をそれぞれ集計上の代表行とした）； 2. データラベルは1,000億円以上のものについて表示； 3. データラベルは30件以上のものについて表示； 4. 名称に「銀行」を含む金融機関で、都市銀行、地方銀行及び第二地方銀行を除くもの  
 出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（2026年2月16日閲覧、同年1月5日現在）

# サステナビリティ・リンク・ローン<sup>1)</sup> (1 / 2) 調達セクター別内訳

## サステナビリティ・リンク・ローン<sup>1)</sup> のセクター別組成額<sup>2)</sup> の推移<sup>3)</sup>



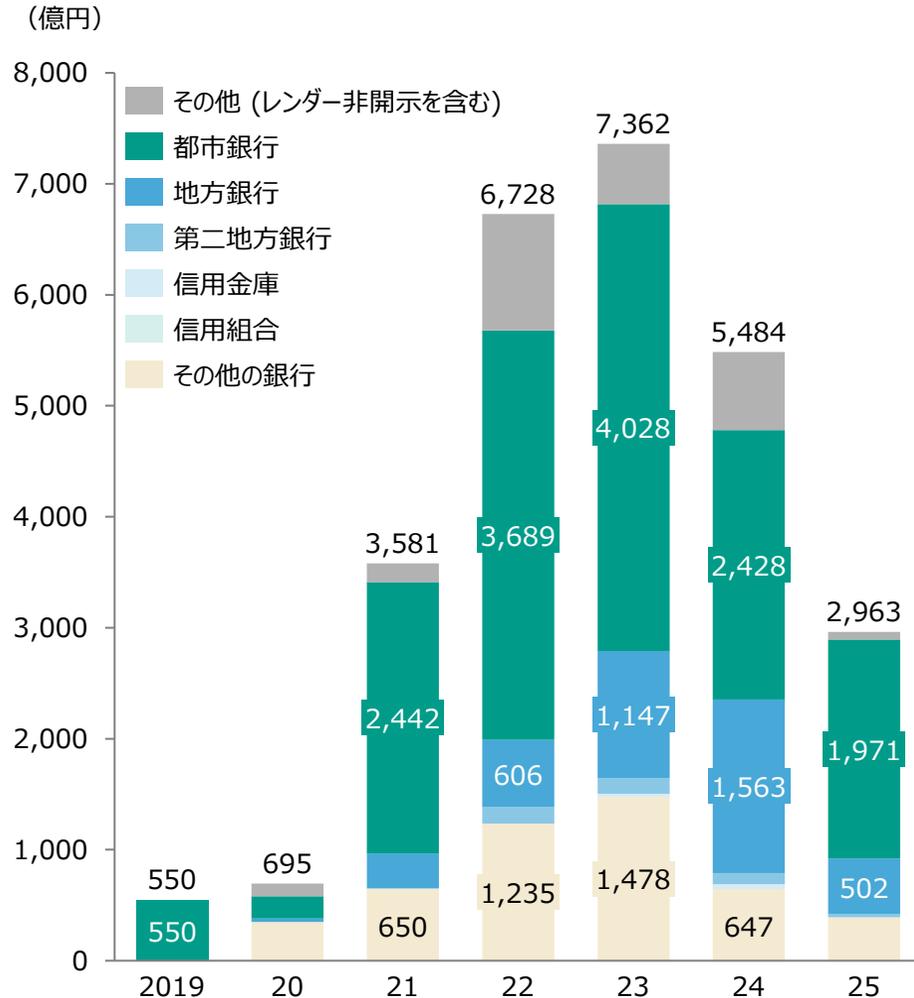
## サステナビリティ・リンク・ローン<sup>1)</sup> のセクター別組成件数の推移<sup>4)</sup>



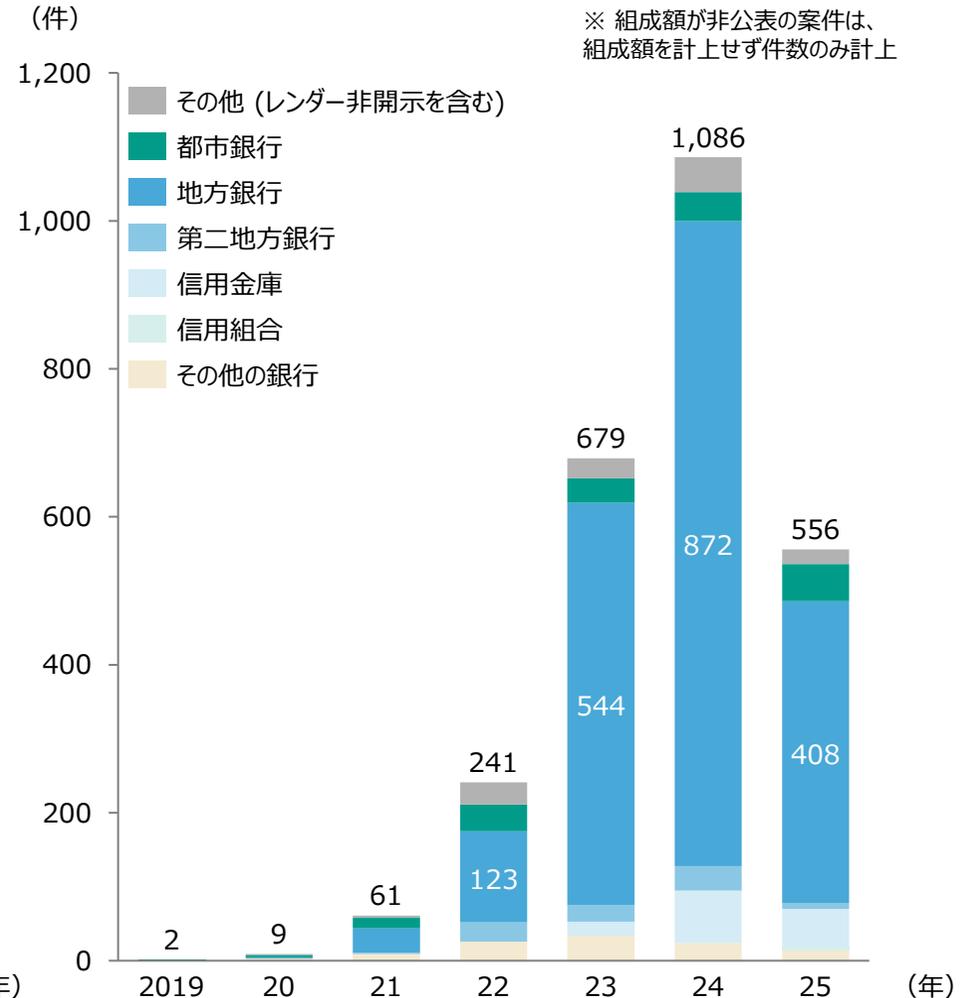
1. 金融機関が自らの資金調達の方針としてではなく、顧客へサステナビリティ・リンク・ローンを提供する際の方針として策定した「サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク（包括フレームワーク）」に基づいて組成された案件も含む；  
 2. 組成額が公表されている案件におけるセクターの分布； 3. 組成額のデータレベルは500億円以上のものについて表示； 4. 組成件数のデータレベルは100件以上のものについて表示  
 出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」（2026年2月16日閲覧、同年1月5日現在）

# サステナビリティ・リンク・ローン<sup>1)</sup> (2/2) ストラクチャー金融機関<sup>2)</sup> 業態別

サステナビリティ・リンク・ローン<sup>1)</sup> のストラクチャー金融機関<sup>2)</sup> 業態別組成額<sup>3)</sup> の推移<sup>4)</sup>



サステナビリティ・リンク・ローン<sup>1)</sup> のストラクチャー金融機関<sup>2)</sup> 業態別組成件数の推移<sup>5)</sup>



1. 金融機関が自らの資金調達の方針としてではなく、顧客へサステナビリティ・リンク・ローンを提供する際の方針として策定した「サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク (包括フレームワーク)」に基づいて組成された案件も含む;  
 2. 各案件の代表的な金融機関 (複数行が記載されている場合は公表資料上の記載順に基づき最初に記載された金融機関、シンジケートローンの場合はアレンジャー行をそれぞれ集計上の代表行とした); 3. 組成額が公表されている案件におけるストラクチャー金融機関の分布; 4. データレベルは500億円以上のものについて表示; 5. データレベルは100件以上のものについて表示; 6. 名称に「銀行」を含む金融機関で、都市銀行、地方銀行及び第二地方銀行を除くもの  
 出所: 環境省「グリーンファイナンスポータル」(2026年2月16日閲覧、同年1月5日現在)

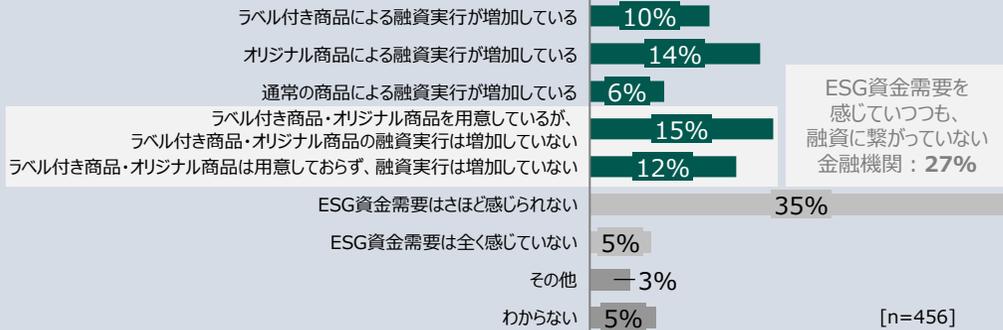
# ESG金融に関する資金需要

- 環境省の年次調査によれば、金融機関の半数以上が足もとでのESG資金需要の伸びを感じており、今後も需要増加を見込んでいて、その割合は昨年から概ね横ばい。

金融機関の取引先・営業エリア全般におけるESG金融に関する資金需要およびESG関連融資の実行状況について、**足もとの認識**



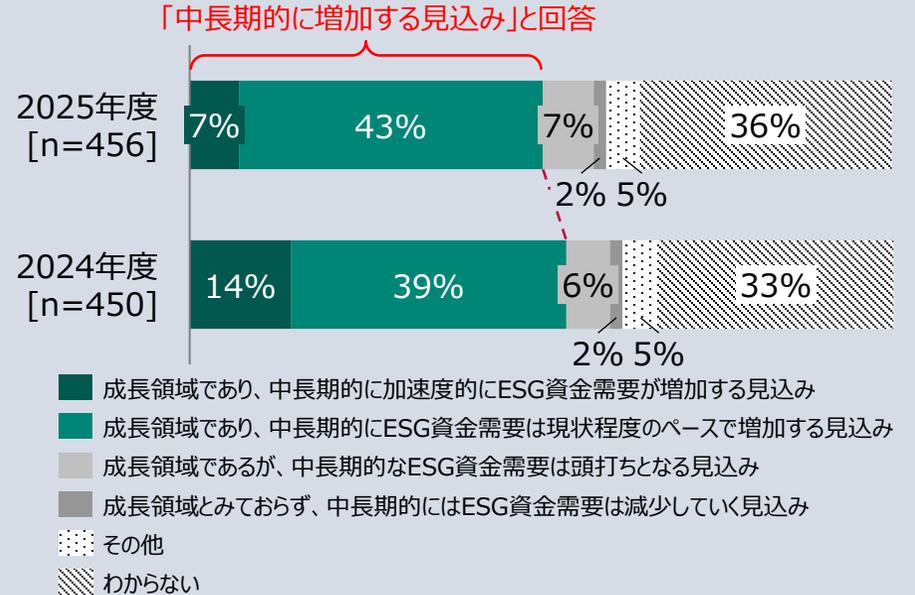
2025年度結果の内（複数選択可）



\* 「ラベル付き商品」とは、グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ローン、トランジション・ファイナンスおよびインパクト・ファイナンスに関する国際原則またはガイドライン等に適合する融資商品。

\*\* 「オリジナル商品」とは、ラベル付き商品に該当しないが、ESG金融やSDGs等に関する貴金融機関の独自指針等に基づく融資商品。

金融機関の取引先・営業エリア全般におけるESG金融に関する資金需要について、**先行きの見通し**



ヒアリング  
内容

- ESG金融は、当初は上場企業や中核企業を対象としていたが、裾野が拡大しており、今後資金需要が伸びていく見込みである。
- ESG資金需要は常にあるが、以前多く見られた太陽光発電設備の導入といった事例はほとんどない。
- 金融機関から働きかけることで資金需要のニーズを喚起していく必要がある。

# 金融機関における関心の多様化

■ 金融機関において、サーキュラーエコノミーやネイチャーポジティブへの関心が高まりつつある。

## カーボンニュートラル

2025年度  
[n=431]

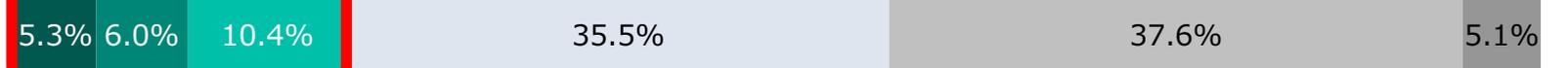


2024年度  
[n=415]



## サーキュラーエコノミー

2025年度  
[n=431]



2024年度  
[n=413]



## ネイチャーポジティブ

2025年度  
[n=431]



2024年度  
[n=411]



- 経営課題として認識し、戦略に組み込んでおり、本部および支店や営業店まで浸透している
- 経営課題として認識し、戦略に組み込んでおり、本部には浸透しているが、支店や営業店まで浸透していない
- 経営課題として認識し、戦略に組み込んでいるが、組織には浸透していない
- 経営課題として認識しているが、戦略には組み込んでいない
- 重要性は認識しているが、経営課題として認識していない
- 特に認識していない

## 市場関係者より聴取した主な意見

- ESG関連の資金ニーズは引き続きみられるが、足元の金利環境のもと、発行体が、機動性を優先して一般社債での資金調達を選択する向きがみられる。
- ESG関連の資金ニーズと、ラベル付き債券の発行額との間で乖離があり、サステナブルファイナンスとしてのデータが取得しにくくなっていると感じる。
- グリーンボンドは時間的、金銭的コストがかかるため、足元の市場環境のもとで、どのように簡素化していくかという論点が顕在化している。
- 若い世代ほど投資に積極的であるとともに、サステナビリティに関心があるという調査結果がある。今後こうした世代が、個人投資の主役となるフェーズにおいては、サステナブル投資は広がりを見せるのではないか。
- COP30におけるコミットメント等もあるため、適応・レジリエンス分野でのグリーンボンド発行が今後増えていくと見込んでいる。
- ネイチャー分野については、事業の定義が難しく、また、指標が多すぎる点や保証の在り方が課題。

## 地域金融機関より聴取した主な意見（1 / 2）

### ESG金融に関する資金需要及びESG関連融資の実行状況につき、足元の認識と先行きの見通し

- 地元では人口・市場縮小が趨勢的であり、中小地場企業は成長・設備投資に踏み切りにくい。人手不足、事業承継などの経営課題が前面に出た結果、ESGの取組が後回しになっている面もある。
- 自動車産業は排出量可視化が進んでいるが、さらなる促進に向けては、大手企業からの要請が必要。
- 運送業では、SSBJ対応のほか、物流の「2024年問題」を踏まえた物流効率化のための中継地点となる設備、それに付随する太陽光パネル設置などの資金需要が見られる。
- 窯業などで資金需要が伸びる想定。石灰製造業では脱炭素化や環境配慮の取組を開始しており、これには一定の設備資が必要。

### ESG関連融資商品の提供状況・商品内容・融資実績

- 国際原則に適合する商品は多くなく、比率としては1割程度。ポジティブ・インパクト・ファイナンスを含めても2割程度で残りはオリジナル商品が占めている。グリーンローンは発行できる企業がプライム上場レベルに限られ、トランジションローンは業種でも絞られるため、メガバンク組成融資に参加する形となっている
- サステナビリティ・リンク・ローンは顧客ニーズを引き出せていないこともあり実績に繋がっていない。費用に対してサステナビリティ・リンク・ローンを利用するメリットを提案できていない。

## 地域金融機関より聴取した主な意見（2／2）

### ESG関連債券に対する投資実績

- ESG関連債券の投資は意図的、非意図的のどちらの場合もあるが、利回り等を重視した結果としてサステナビリティ・リンク・ボンドだったといったような後者のケースが多い。
- 金利上昇局面で債券投資は戦略的に行う必要があり、グリーンボンドは比較的回りが低いため積極的な投資が難しい。この間、投融資額の目標達成に向け、気候変動対応オペを活用している。
- 当初グリーンボンドは収益も得られたので積極的に投資していたが、2年前頃から運用ボリュームは減少している。同等の収益が得られるならESG関連債券に投資する意識は持っているが、以前のような勢いはない。

### 脱炭素、循環経済、生物多様性に係る課題意識、取組内容

- 脱炭素は指標、目標がわかりやすく商品に落とし込んでいる部分がある。生物多様性やネイチャーポジティブは何に取り組むべきか具体的なところが少なく、脱炭素に偏重している状況。
- ネイチャーポジティブよりサーキュラーエコノミーの方が企業にとって取り組みやすいと考える。サーキュラーエコノミーの入口となるような取組は始まっており、どのようなプレイヤーと組むかが重要。
- サーキュラーエコノミーは地域貢献のイメージが強く、稼ぐ所まで持っていけない。企業との対話でも動きはあるが、形にはまだなっていない。ネイチャーポジティブはどう事業化していけばいいか理解しきれておらず、TNFDも本部で勉強中。

---

## グリーンファイナンスに関連する政策動向

---

- 社債市場の活性化に向けて、2025年10月より経産省の研究会で以下論点等について議論が行われている。
  - 発行体の裾野の拡大に向けて、社債発行の知見の不足や発行手続負担についてどのような対応が必要か。
  - 投資家層の充実に向けて、①BBB格以下の社債に投資する機関投資家層の拡大と、②個人投資家層の拡大に向けて、どのような対応が必要か。 等

## 事業会社の社債活用を妨げる課題

- 第1回研究会では、事業会社の社債活用を妨げる課題として、①銀行借入れと比較して調達コストが大きいこと、②投資家層が限られていること（高格付けのみを投資対象とする投資家が一定数いることや投資規模自体が小さいこと）、③機動性がなく使いにくい制度であること、④発行経験のない企業では社債活用の意義やノウハウが認識されていないこと等が指摘された。

### 事業会社の社債活用を妨げる課題

課題  
1

銀行借入れと比較して調達コストが大きいこと

課題  
2

投資家層が限定されていること（高格付け銘柄に限定する投資家が多いこと+投資規模自体が小さいこと）

課題  
3

発行までに比較的長期間を要し、機動性がなく使いにくいこと

課題  
4

発行経験のない企業では社債活用の意義やノウハウが認識されていないこと

※以下、経済産業省「第2回企業金融の高度化に向けた社債市場の在り方に関する研究会」事務局説明資料24頁より抜粋。

## ご議論いただきたい事項

### 【論点1】

- 社債市場の活性化へ向けて、まずは発行体の裾野を拡大する必要がある。社債活用の意義に対する企業の認識不足や、社債発行の手続などに対する企業の知見不足について、どのような対応が必要か。  
⇒ 好事例集やガイドブックに盛り込む事項／より効果的に活用するための方策

### 【論点2】

- 発行体の裾野の拡大と併せて、発行体が円滑かつ機動的に社債を発行できる環境を整える必要がある。発行手続きの短縮化や効率化等といった手続負担の緩和に向けて、どのような対応が必要か。  
⇒ 発行手続きの短縮化・効率化に向けた課題点の整理／関係者のコミットメントの在り方

### 【論点3】

- 幅広い発行体による円滑な起債に加えて、投資家層の充実によって、社債市場を活性化させる必要がある。① BBB格以下の社債に投資する機関投資家層の拡大と、②個人投資家層の拡大に向けて、どのような対応が必要か。  
⇒ 機関投資家の行動変容に向けた方向性／関連制度の在り方／市場関係者のコミットメントの在り方

# (参考) 地域金融力強化プラン (金融庁)

## 地域金融力強化プランの概要

2025年12月公表

- 人口減少・少子高齢化その他の環境変化に直面する地域が持続的に発展を目指す中で、地域金融の地域経済に貢献する力(=「地域金融力」)への期待は極めて強い。
- 地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤーが連携して地域金融力を発揮していくため、①地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決、②地域金融力発揮のための環境整備からなる地域金融力強化プランを強力に推進する。

### ① 地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決

#### 1. 内外のプレイヤーとの連携を通じた中堅企業等への成長支援

- ✓ 地域における成長意欲の高い中堅・中小企業を支援するため、国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの連携を促進するとともに、地域金融機関への知見提供等を行う

#### 2. M&A・事業承継や経営者等の人材確保の支援

- ✓ 監督指針の改正等を通じ、地域金融機関によるM&A・事業承継や人材確保の支援機能の強化を後押し

#### 3. 早期の経営改善や円滑な事業再生等に向けた支援の促進

- ✓ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインの改正の検討や、REVICの体制整備等により、事業者への円滑な事業再生支援を図る
- ✓ 地域におけるメインバンクの状況に関するデータを踏まえ、メインバンク機能の強化に向けた方策を検討

#### 4. 企業価値担保権も活用した事業性融資の推進

- ✓ 2026年5月導入の企業価値担保権活用に向けた環境整備を進める

#### 5. スタートアップ企業等の成長企業の資金調達支援

- ✓ ベンチャーデット等に関する金融検査・監督の具体的な考え方を示す

#### 6. 経営者保証に依存しない融資の促進

- ✓ 監督指針を改正し、金融機関や事業者の行動変容を一層拡大

#### 7. 地域企業へのDX支援の推進

- ✓ 地域企業のデジタル化とデータ利活用の高度化を一層支援できるよう監督指針の改正等を実施

#### 8. 地域課題の解決

- ✓ 地域金融機関による地域課題の解決に資する以下の取組を推進
  - (1) ローカル・ゼブラ企業等へのインパクト投資の推進
  - (2) 地域金融機関の官民連携のまちづくりへの参画
  - (3) 農林水産分野における課題解決に向けた関係省庁との連携の推進
  - (4) 過疎地における顧客サービス維持に向けた取組の推進
  - (5) 地域における資産形成や金融経済教育における貢献
  - (6) 金融・資産運用特区の取組の推進

#### 9. 地域金融機関による地域活性化の取組の促進

- ✓ 地域活性化の取組に関する事例集を取りまとめるとともに、関係者が連携して知恵を出し合う場を創り、こうした取組を促進する
- ✓ 各地域の状況を踏まえながら地域金融力の発揮を促すとともに、その取組を評価し、更なる取組につなげていく

#### 10. 投資専門会社を通じた資本性資金の供給の促進

- ✓ 投資専門会社の出資に関する要件について、更なる緩和・明確化を検討

### ② 地域金融力発揮のための環境整備

#### 1. 地域金融機関の業務効率化・負担軽減に向けた取組

- ✓ 複数の金融機関による、内部監査の共同化のための方策の検討や、システムの合理化・持続化等のための共同利用の推進

#### 2. 金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充等(改正法案の次期通常国会への提出を目指す)

##### (1) 資本参加制度の期限延長・拡充

- ✓ 資本参加制度を「当分の間」の措置とする
- ✓ 大規模な自然災害等に備え、資本参加の特例を予め整備
- ✓ 資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保のための規定を整備

##### (2) 資金交付制度の期限延長・拡充

- ✓ 申請期限を2031年3月末までの5年間延長
- ✓ 交付上限額・補助率を引き上げる(例:上限額30億円→50億円等)とともに、交付対象行為・経費を拡充

- ✓ 中小の地域金融機関等によるシステム共同化を支援する枠組みを整備

#### (3) 優先出資の消却方法の弾力化

- ✓ 協同組織金融機関に対する優先出資を行いやすくするため、債権者保護手続の整備とあわせて優先出資の消却方法を弾力化

#### 3. その他の環境整備

- (1) 早期警戒制度の見直し
- (2) モニタリングの強化等
  - ✓ 財務局を含めたモニタリング体制を抜本的に強化
  - ✓ 金融仲介機能の発揮についてモニタリングを実施
- (3) 地域金融機関における業務改善の取組(生成AI導入、兼業・副業)
- (4) 同一グループ内の兄弟銀行間等における大口信用供与規制の特例承認の見直し

# (参考) グリーンインフラに係る資金調達に関するガイドライン検討会 (国土交通省)

- グリーンインフラ (以下、GI) の活用推進は、都市のレジリエンス強化と持続可能な国土・都市・地域づくりに不可欠な取り組みである一方、GI事業を経済合理性のあるものとして確立し、投資を加速させるためには、より実践的で具体的な資金調達の手引きが強く求められている。
- そこでGI事業の資金調達に特化した実践的な指針『グリーンインフラに関するファイナンスガイドライン』の策定を見据えた中間とりまとめ案について、**2026年3月末の公表に向けて検討会を実施。**
- 本とりまとめでは、**ファイナンスにおけるGIの事業類型化、多様なファイナンス手法の選定方法等を事例等を交えて整理。**

## グリーンインフラに関するファイナンスガイドライン (中間とりまとめ案) 内容イメージ

### 目次

- 第一章 本ガイドラインの基本方針
- 第二章 GIの概要とGIにおける資金調達とは
- 第三章 **GI事業における資金調達の類型化**
- 第四章 **GI事業類型ごとのロジックモデル**
- 第五章 **具体的な資金調達スキーム・体制の検討**
- 第六章 資金調達スキームにおける中間支援組織の必要性

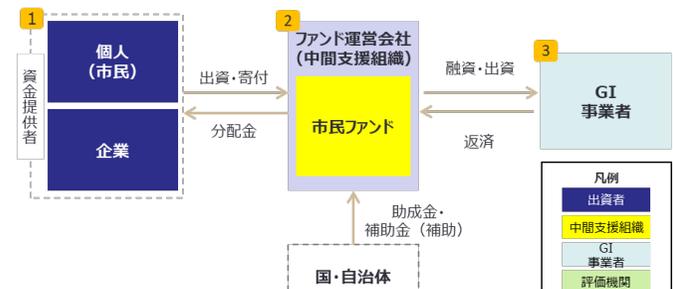
### <資金調達におけるGI事業類型>

事業分類	取組概要	事業主体	想定される主な業界/業種	事業の規模感
1	GIの取組価値を収入に転換可能な事業	民間企業	建設業、不動産業等 (例: 東急/南町田グランベリーパークへのGI導入 <sup>1)</sup> )	小～中規模
2	自社の事業リスク低減に資するGI事業		飲料/製紙、半導体、製造業 (例: コカ・コーラ/事業所周辺の水源地林保全 <sup>2)</sup> )	小～中規模
5	地域の基礎インフラを担う公的なGI事業	国 地方自治体	(例: 京浜河川事務所/鶴見川多目的遊水地 <sup>3)</sup> )	小～大規模

### <受益構造の可視化 (ロジックモデル)>



### <ファイナンススキームの例>



※返済・償還原資はグリーンインフラ事業からの収益を想定

---

## 今後の検討課題等

---

## グリーンファイナンス市場の更なる発展に向けた検討課題

- 社債市場の活性化に関し、例えば個人に対する「グリーンへの関心」の喚起、訴求という観点から、どのように個人向けグリーンボンドを後押ししていくか等を検討。
- 地域金融の機能強化に関し、例えば、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミー、適応の切り口からの貢献の在り方について検討していく。
- 「適応」関連の地方債は既に発行されており、その関心も高まるもとの、そのインパクトレポーティングを好事例として取り扱うこと等で、発行や投資を後押ししていく。
  - 現状「適応」ファイナンスは自治体における防災事業関連が中心であると思われるが、焦点をあてることで、民間企業への波及も期待できないか。
- トランジション・ファイナンス環境整備検討会等において、国内でもトランジション・ファイナンスの枠組みに関する議論がなされていくもとの、グリーンファイナンス検討会・グリーンリストWG等において、グリーンファイナンスの切り口から、こうした議論に対応していく。
- このほか、関連する検討会等での議論も睨みながら、環境省としても対応可能な施策を検討していく。

# ご議論いただきたい事項

## ① グリーンファイナンスに関する市場動向について

環境省及びこの後のゲストからの情報提供について、気づきの点はあるか。

## ② グリーンファイナンス市場の更なる発展に向けた検討課題

提示した項目に加えて、他に議論すべき課題やテーマとして何が考えられるか。

## ③ 社債市場の活性化への貢献

- 足元の社債市場が抱える課題を念頭に、グリーンファイナンスは社債市場の活性化にどのように貢献してきたか（裾野の拡大、投資家の多様化、投資家の行動変容等）。
- （仮に貢献してきたとして）グリーンファイナンスが社債市場の活性化にさらに貢献するために、どのような施策が考えられるか。

## ④ 社会課題や地域課題の解決（地域金融力の強化）

- 金融庁「地域金融力強化プラン」において地域金融機関における課題の解決が挙げられているが、グリーンファイナンスは、社会課題や地域課題の解決にどのように貢献してきたか。
- （仮に貢献してきたとして）グリーンファイナンスが社会課題や地域課題の解決にさらに貢献するために、どのような施策が考えられるか。

# ゲストによる情報提供

- これまでの議論や、環境省より提示した課題等を踏まえつつ、ゲストとしてお招きしたSMBC日興証券株式会社 浅野様より、サステナブルファイナンス市場の現状について情報提供をいただく。

## 浅野 達 様

SMBC日興証券株式会社

金融経済調査部 サステナビリティ・リサーチ室

チーフESGアナリスト兼サステナビリティ・リサーチ室長

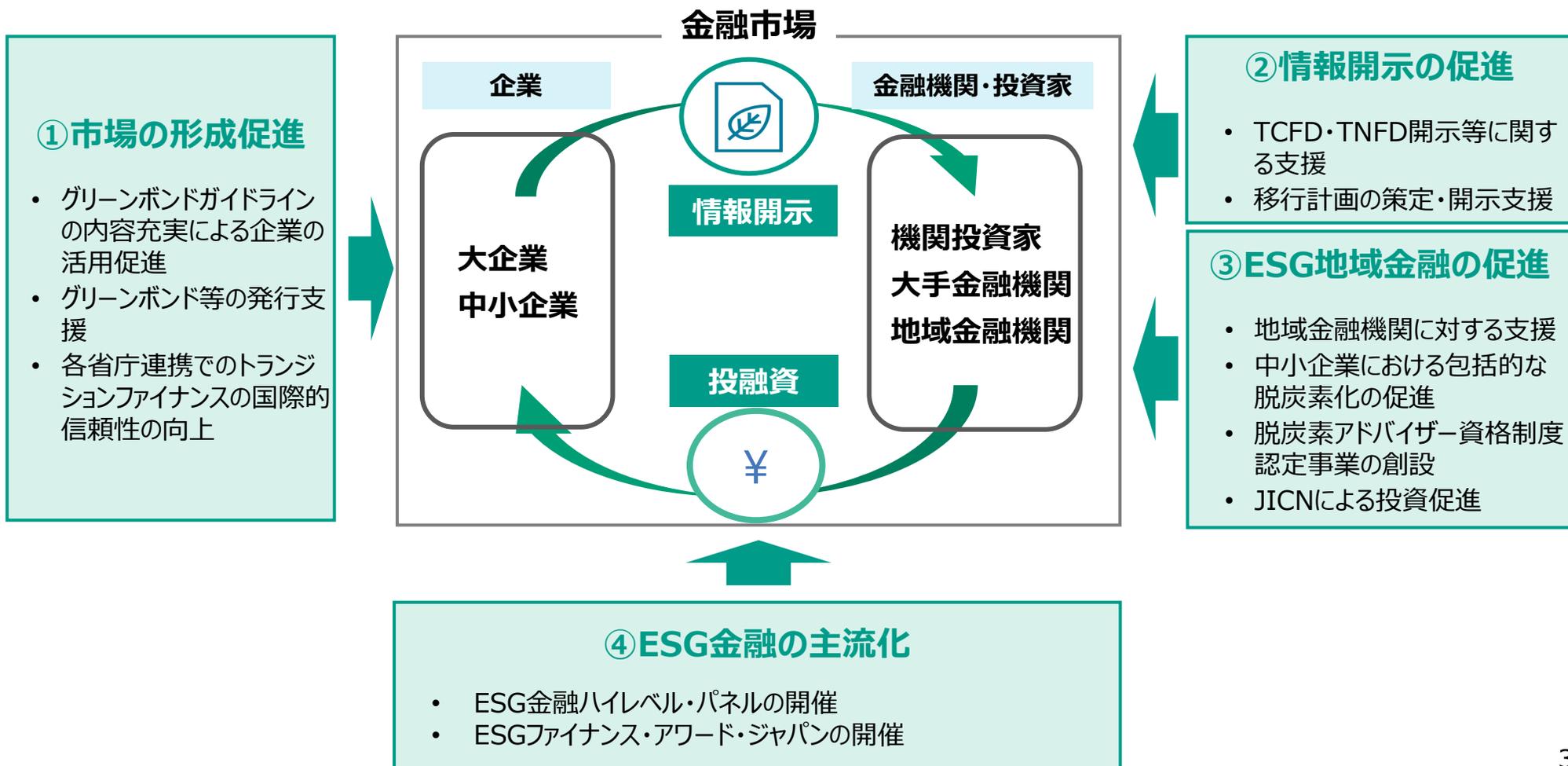
---

## 參考資料

---

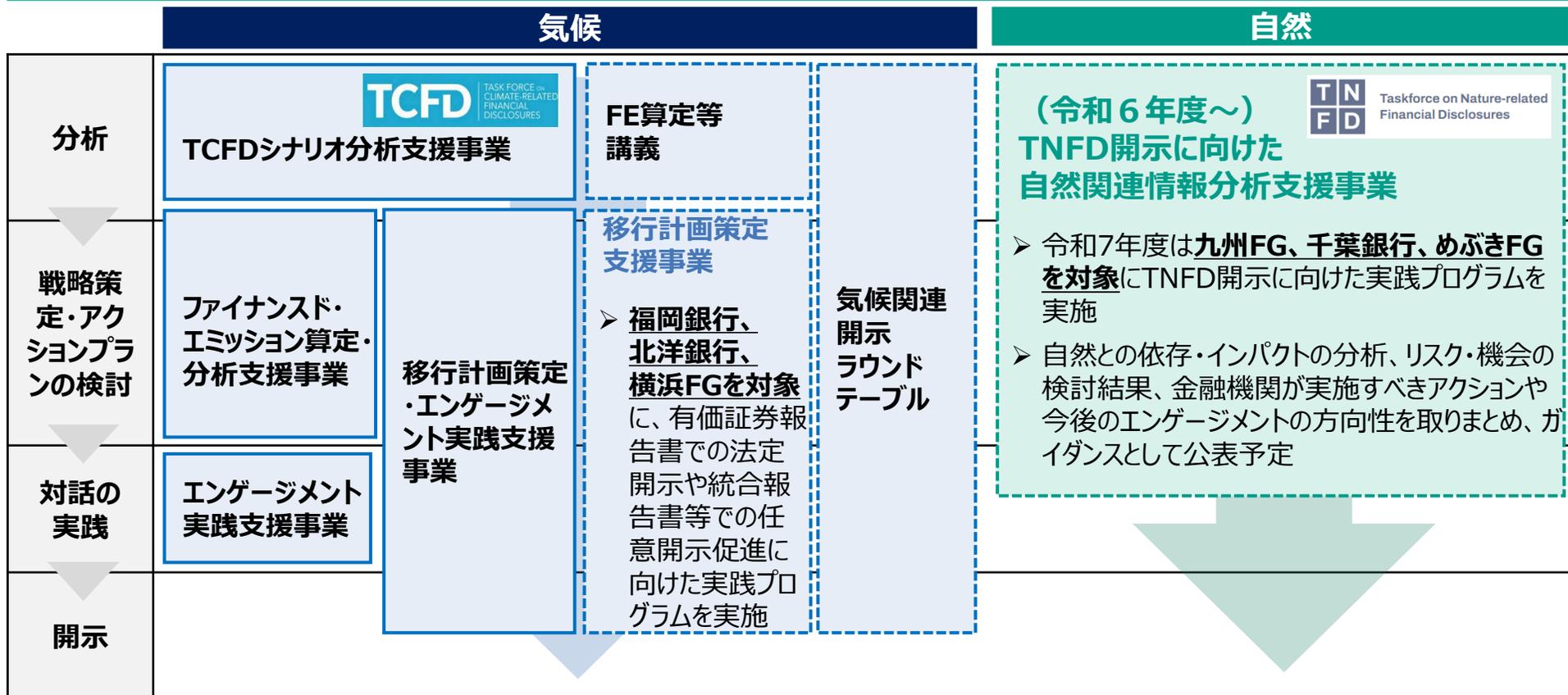
# (参考) グリーンファイナンス促進のための環境省の施策概要

- 環境省では、①グリーンファイナンス市場の形成促進、②情報開示の促進、③ESG地域金融の促進、④ESG金融の主流化を推進。



# 金融機関向けTCFD・TNFD開示支援

- これまで、金融機関によるTCFD提言等を踏まえた分析・情報開示や投融資先へのエンゲージメントを促進するため、**シナリオ分析、ファイナンスド・エミッション（FE）算定（投融資先のGHG排出量）、エンゲージメント等に係る伴走支援やガイドライン整備等を実施。**
- 令和7年度は、多くの金融機関が課題に感じている**移行計画策定、TNFDを踏まえた自然情報開示に係る支援等を実施。**



# (参考) 令和7年度持続可能な社会形成に向けたESG地域金融の普及・促進事業委託業務 採択先一覧

- ESG地域課題解決支援プログラムで5案件（5機関）を採択し、取組テーマや方向性に応じた支援を実施。

## 解決支援プログラム採択先

案件名称

### 山口フィナンシャルグループ

コンビナートの脱炭素化に向けた地域企業への支援体制構築と地域内資源循環モデルの検討

### 山陰合同銀行

地域観光経営におけるサステナブルツーリズムの推進に向けた支援方策の検討

### 佐賀銀行

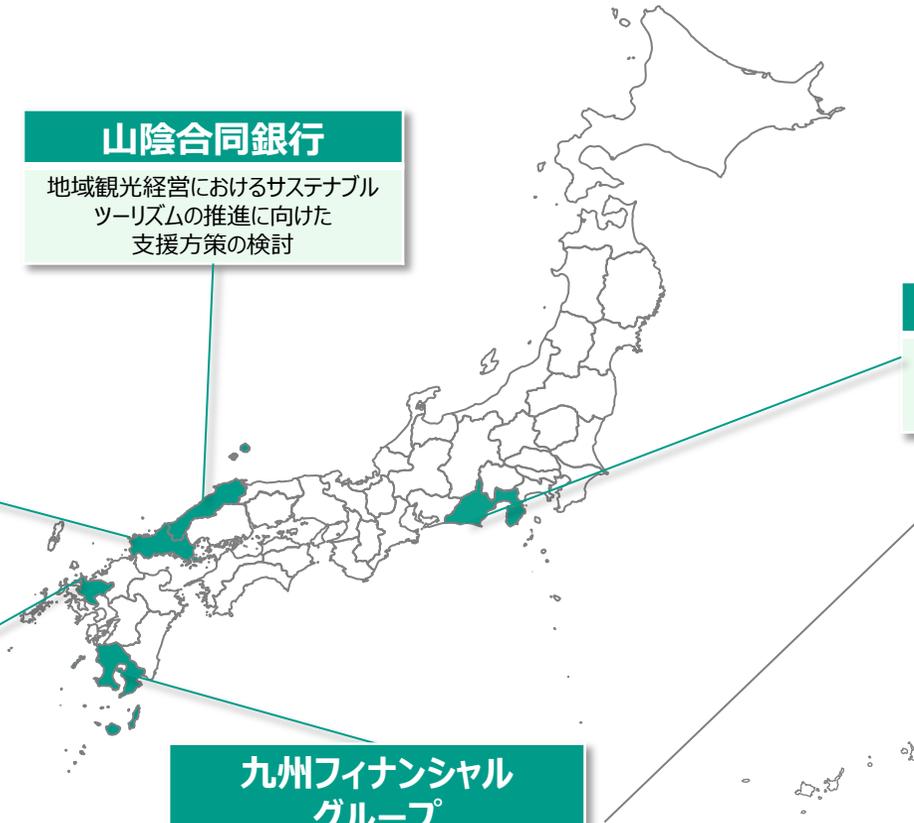
地域の森林資源を活用した木材産業サプライチェーン構築支援事業

### 九州フィナンシャルグループ

企業価値向上に資するESG要素を考慮した事業性評価の実践に向けた体系的整理とその利活用

### 静岡銀行

海を巡る地域資源を起点とした循環型地域経済の創出による地域活性化への取組



# ESGファイナンス・アワード・ジャパン概要

(参考) 受賞者用ロゴマーク

## 本アワードの概要

- ESG金融または環境・社会事業に積極的に取り組み、インパクトを与えた機関投資家、金融機関、企業等に対してその優秀な取組を表彰する仕組みとして2019年度に創設。本年度第7回を迎えた。
- 受賞企業、表彰式の様子は日経新聞、YouTube等の媒体を通じて国内外に発信。



## 表彰体系

区分	賞の種類
環境大臣賞	金賞
	銀賞
選定委員長賞 (青山学院大学名誉教授/東京都立大学特任教授 北川先生)	銅賞
	特別賞 ※1
	テーマ別賞 ※2 (ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミー賞)

## 部門構成等

部門構成 【】内:サブ部門	主な申請者
投資家部門 【アセットオーナー/アセットマネージャー】	生保/資産運用会社等
間接金融部門	メガバンク、地銀、信金等
資金調達者部門	企業、地方自治体等
金融サービス部門 【証券/保険/評価・情報提供】	証券会社/損保/格付会社等
環境サステナブル企業部門	企業

※1) 金、銀、銅賞には及ばないものの、企業規模や業種特性に照らして、きらりと光る先進的、特徴的な取組等を表彰。

※2) 環境省が重視する3大テーマ(ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミー)について、優れた取組を行っている企業(該当あれば)を表彰するため、R5年度に新設。

# 第7回ESGファイナンス・アワード・ジャパン受賞者一覧



	環境サステナブル 企業部門	投資家部門		間接金融部門	資金調達者部門	金融サービス部門※	
		アセットオーナー 部門	アセットマネージャー 部門			証券部門	評価・情報提供 部門
金賞 (環境大臣賞)	伊藤忠商事株式会社 積水ハウス株式会社		ロベコ・ジャパン 株式会社	株式会社 静岡銀行 株式会社 みずほ銀行	積水化学工業 株式会社	大和証券 株式会社	
銀賞 (環境大臣賞)	栗田工業株式会社 大和ハウス工業株式会社 明治ホールディングス株式会社		ニッセイアセットマネジメン ト株式会社	株式会社 肥後銀行  株式会社 横浜銀行	三菱HCキャピタル 株式会社		株式会社格付投資 情報センター
銅賞	大阪ガス株式会社 株式会社 すかいらくホール ディングス 三菱マテリアル 株式会社 コニカミノルタ 株式会社 TOPPANホール ディングス 株式会社	明治安田生命保険 相互会社		株式会社 山陰合同銀行	中日本高速道路 株式会社	みずほ証券 株式会社	
特別賞	三井倉庫ホールディングス株式会社	公益財団法人自動車 リサイクル促進センター		株式会社福井銀行・ 福井鋸螺株式会社			サステナブル・ラボ 株式会社
テーマ別賞	ネット・ゼロ賞 東急不動産ホールディングス株式会社 日本郵船株式会社	池田泉州リース株式会社					
	ネイチャー ポジティブ賞 株式会社ニッセイ	株式会社滋賀銀行					
	サーキュラー エコノミー賞 株式会社LIXIL	大日本印刷株式会社					

※金融サービス部門（保険部門）の該当はありませんでした。

## ■ 目的

- ESG金融の更なる普及・拡大に向けて、我が国で活動する金融機関・企業等におけるESG関連の人材開発について実態を把握すること

## ■ 方法

- 調査対象：第7回ESGファイナンス・アワード・ジャパンへの応募者（金融機関・企業等）
- 調査期間：2025年9月16日～10月31日
- 回収：オンライン上またはExcelのフォームへの入力により、金融部門44社、環境サステナブル企業部門86社、計130社より回答を受領
- 質問数：5問（a. ～ e.）

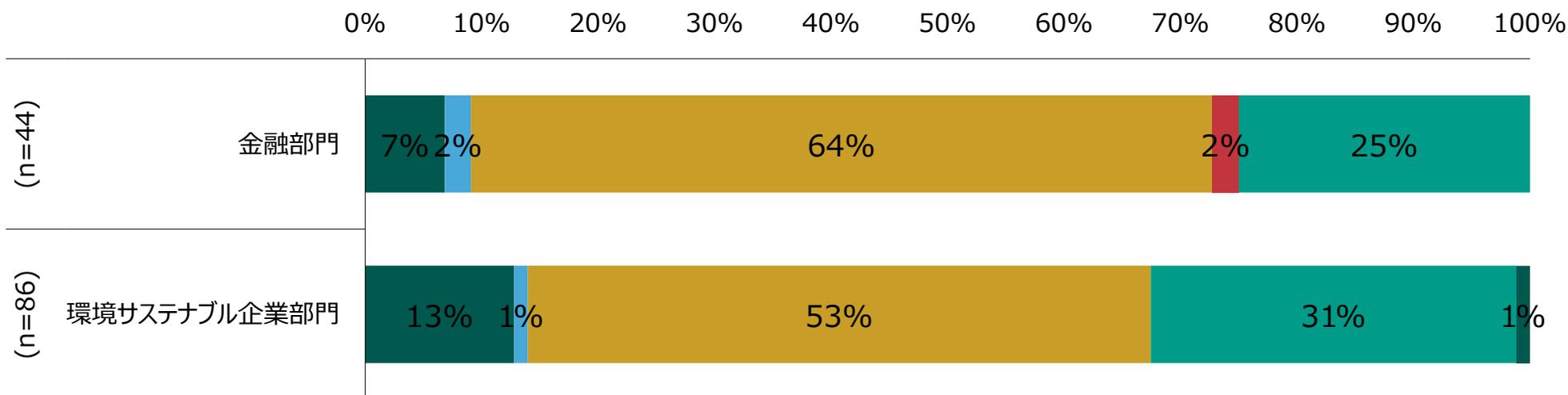
## ■ ご参考

- ESGに関する人材開発の状況について-第7回ESGファイナンス・アワード・ジャパン応募者に対するアンケート調査の集計結果取りまとめ-

# 新卒・中途採用や人材流出防止への寄与

- 両部門とも、ESGへの取組が新卒・中途採用と人材流出防止の「いずれにも寄与している」と感じている応募者が過半数で最も多い。
- 「いずれにも寄与していない」と回答した応募者は両部門ともほぼいない結果となった。  
(金融部門で2%、環境サステナブル企業部門で0%)

(最も当てはまるものを1つ)



- 新卒・中途採用のみに寄与している
- 人材流出防止のみに寄与している
- いずれにも寄与している
- いずれにも寄与していない
- わからない
- 無回答

---

## 国際動向

---

# 米国の気候変動・エネルギー政策の動向

- 米国のトランプ大統領は政権発足後、**エネルギー・環境政策や規制の見直し**を含む大統領令等に署名。**パリ協定からの脱退に続き、2026年1月には国連気候変動枠組条約を含む66の国際機関・イニシアティブからの脱退**を表明した。
- 金融市場において過度にESGやDEIが重視されているとして、議決権行使助言企業に対する監督強化を打ち出した。

<気候変動・エネルギー・政策に関する主要な大統領令等とその関連政策の概要> \*2026年2月27日時点までの情報を基に作成。

大統領令・覚書	大統領令とその関連政策の概要
Protecting American Investors from Foreign-Owned and Politically-Motivated Proxy Advisors [2025年12月11日]	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外国資本が寡占する議決権行使助言業界から米国資本の投資利益を守るためとして、議決権行使助言企業に対する監督強化を、証券取引委員会（SEC）委員長に指示。特に、多様性・公平性・包摂性（DEI）や環境・社会・ガバナンス（ESG）はイデオロギーを投資家の経済的利益に優先するものとして批判し、DEIやESGに関するあらゆる規則・ガイダンス等を見直すよう指示した。また、登録投資顧問業者が議決権行使助言企業を起用しDEIやESGに関する助言を得る行為が、受託者責任に違反していないかを調査するように指示した。</li> <li>• 同時に、連邦取引委員会（FTC）委員長に対して、州の反トラスト法の捜査対象となっている議決権行使助言企業の行為が、連邦の反トラスト法に違反する点がないかを調査するように指示。</li> </ul>
Withdrawing the United States from International Organizations, Conventions, and Treaties that Are Contrary to the Interests of the United States [2026年1月7日]	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2025年2月4日の大統領令14199に基づき、米国が関与する国際・政府間の組織・条約等を精査した結果、米国の利益に反するとして、66の国連機関（※1）・非国連機関（※2）からの脱退を指示。国連機関の場合には、脱退はその機関への加盟停止又は資金拠出の停止を意味する。</li> <li>• 今後も、撤退すべき国際機関等がないか、継続して検討中であることも表明。                      ※その後、2026年2月27日付で国連気候変動枠組条約からの脱退を国連に通告。</li> </ul>

## ※1 米国が脱退を発表した国連機関（31）の主な機関

- 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）
- 国連REDDプログラム（UN-REDD）
- 国連エネルギー（UN-Energy）
- 国連水関連機関調整委員会（UN-Water）
- 国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）
- 国連貿易開発会議（UNCTAD）
- 国際貿易センター（ITC）
- 国連人口基金（UNFPA）
- 国連平和構築委員会（PBC）

## ※2 米国が脱退を発表した非国連機関（35）の主な機関

- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）
- 国際再生可能エネルギー機関（IRENA）
- 国際エネルギーフォーラム（IEF）
- 24/7 Carbon-Free Energy Compact
- 21世紀のための自然エネルギー政策ネットワーク（REN21）
- 国際自然保護連合（IUCN）
- 太平洋地域環境計画事務局（SPREP）
- 北米環境協力委員会（CEC）
- コロンボ・プラン評議会

# EUにおけるオムニバス法案の審議

- 2025年2月26日、欧州委員会がオムニバス法に関する提案を公表。サステナビリティ関連の規制（CSRD、CSDDD、タクソミー委任法、CBAM規則）の簡素化が提案され、三者協議等が実施されていた。
- このうち、CSRD・CSDDD改正指令案については2026年2月24日に採択となった。（同年2月26日付けでEU官報に掲載され、20日後に発効予定。）

CSRD: 企業サステナビリティ報告指令、CSDDD: 企業サステナビリティ・デュー・デiligence指令、CBAM: 炭素国境調整措置

## CSRD・CSDDD改正指令の採択内容（2026年2月）

	CSRD・CSDDD改正指令の採択内容（2026年2月）
CSRD	<p><b>EU域内適用</b>：適用対象要件は従業員数1,000人超、かつ売上高4億5,000万ユーロで合意。</p> <p><b>EU域外適用</b>：<u>EU域内の売上高4億5,000万ユーロ超の非EU企業および域内売上高2億ユーロ超のEU子会社・EU支店が対象。</u></p> <p><b>バリューチェーンキャップ</b>：<u>適用対象外の中小企業（従業員数1,000人以下）からの任意のサステナビリティ報告基準（VSME**等）を超える情報取得を制限。</u></p> <p>**VSME:中小企業向けの任意のサステナビリティ報告基準（Voluntary Sustainability Reporting Standard for SMEs）</p> <p><b>ESRSの改訂</b>：<u>ESRSのデータポイントの大幅削減。</u></p> <p><b>セクター別報告基準</b>：<u>セクター別報告基準要件を削除し、セクター別報告は任意。</u></p> <p><b>保証</b>：<u>限定的保証の取得（合理的保証への引き上げに関する規定は削除）に関する基準を欧州委員会が2027年7月までに採択。</u></p> <p><b>デジタルポータル</b>の設置：EUおよび国内の開示要件に関するガイドラインやテンプレートにアクセス可能なポータルを設置。</p>
CSDDD	<p><b>EU域内適用</b>：適用対象要件を従業員数5,000人超、かつ売上高15億ユーロ超で合意。</p> <p><b>EU域外適用</b>：EU域内適用と同じく、EU域内の売上高が15億ユーロ超の非EU企業が対象。</p> <p><b>デュー・デiligence（DD）評価</b>：<u>DD評価は負の影響が発生する可能性が最も高く、最も深刻となる可能性のある領域について実施。DD評価に必要な情報を他の手段で入手できない場合に限り、適用対象外の取引先（従業員数5,000人以下）に情報提供を求めることが可能。</u></p> <p><b>気候移行計画</b>：気候移行計画の実施要件は削除。</p> <p><b>制裁金</b>：適用違反に対しては、当該企業の全世界売上高の最大3%の制裁金が科せられる可能性。</p> <p><b>CSDDDの適用</b>：<u>国内法移行期限を1年延長（2028年7月26日まで）し、CSDDD適用開始も2029年7月26日に延期。</u></p>

出所 EU理事会 (2025) [Council and Parliament strike a deal to simplify sustainability reporting and due diligence requirements and boost EU competitiveness](#)  
 EU理事会 (2026) [Council signs off simplification of sustainability reporting and due diligence requirements to boost EU competitiveness](#)  
 欧州議会 (2025) [Deal on updated sustainability reporting and due diligence rules, Simplified sustainability reporting and due diligence rules for businesses, Corporate sustainability reporting and due diligence requirements](#), 欧州議会採択文書を基に事務局作成

# EUにおけるSFDRの改正案（SFDR 2.0）

- **サステナブルファイナンス開示規則（SFDR）** は、金融商品のサステナビリティ関連の開示を定めた透明性枠組みである。開示内容が長く複雑であり、また、8条・9条ファンド等**事実上のラベリング制度として利用されている**ことで投資家の間で混乱が生じ、**グリーンウォッシュの懸念**が指摘されてきた。
- 金融市場参加者の**開示義務に関する負担・コストを削減**し、投資家がサステナビリティ関連の金融商品を効率的に理解・比較できるように、欧州委員会は、2025年11月20日に**SFDR改正案（SFDR 2.0）を発表**。
- 現行の市場慣行を反映した改正案では、**事業体及び商品レベルの開示の簡素化、ESGを主張する金融商品の新たな分類システムの創設**を提案。
- 2026年1月現在、欧州議会・EU理事会による審議中。

## 主な改正内容

- **事業体レベル**では、金融市場参加者に義務付けられていた**サステナビリティへの主要な悪影響（PAI）の開示要件を削除**。企業サステナビリティ報告指令（CSRD）による開示との重複を軽減。
- **商品レベル**の開示テンプレートに含まれるトピック数を大幅に削減し、開示は**入手可能かつ比較可能で有意義なデータに限定**。
- 第8条・第9条に定められていた開示要件を削除し、投資家に明確かつ透明性のある分類システムを提示し、投資家自身のサステナビリティ選好に沿った投資判断を可能にするため、**ESGを主張する金融商品の新たな分類システムを提案**（下表）。

分類	該当する金融商品	投資除外	積極的貢献基準
サステナブル	高いサステナビリティ基準を満たしている企業やプロジェクトへの投資等、 <b>サステナビリティ目標（例：気候、環境、社会目標）の達成に貢献する商品</b> 。	たばこ・禁止兵器関連企業、人権侵害が確認された企業、化石燃料または多排出エネルギー活動に従事する企業、または化石燃料事業を拡大している企業への投資。	投資戦略で定められた内容に従い、 <b>明確かつ測定可能な環境・社会目標等サステナビリティ目標の達成を目指す投資の割合がポートフォリオの少なくとも70%である</b> 。
トランジション	まだサステナブルではないが、 <b>信頼できる移行経路にある企業やプロジェクトへの投資</b> 、または <b>気候、環境、社会分野の改善に寄与する投資を行う商品</b> 。	たばこ・禁止兵器関連企業、人権侵害が確認された企業、石炭事業から多額の収益を得ている企業、または化石燃料事業を拡大している企業への投資。	投資戦略で定められた内容に従い、 <b>明確かつ測定可能な環境・社会の移行目標の達成を目指す投資の割合がポートフォリオの少なくとも70%である</b> 。
ESGベーシックス	上記2つのカテゴリ基準を満たさないものの、 <b>様々なESG投資アプローチを統合した商品</b> 。	たばこ・禁止兵器関連企業、人権侵害が確認された企業、石炭事業から多額の収益を得ている企業への投資。	投資戦略で定められた内容に従い、 <b>サステナビリティ要素を投資判断に組み込んだ投資の割合がポートフォリオの少なくとも70%である</b> 。

# 証券監督者国際機構（IOSCO）によるESG指標に関する報告書

- 2025年11月、証券監督者国際機構（IOSCO）は最終報告書「ベンチマークとしてのESG指標」（報告書）を公表。報告書は、特にグリーンウォッシュ関連の脆弱性の観点から、IOSCOの「金融指標に関する原則（PFBs）」とESG指標を比較し、PFBsは広く適用可能でESG指標の基盤となると結論づけた。
- ただし、PFBsをESG指標において効果的に実施するには、ESGのデータ・方法論の(独自の、定性的、流動的な)性質を反映するため、PFBsの比例的な適用や追加考慮事項が必要であるとしている（下記表参照）。

## 必要とされるPFBsの比例適用、及び、追加的な考慮事項のポイント

ESG指標算出者のガバナンス、役割、責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>ESG指標算出者の責任は、定性的かつ将来予測のESGデータ、また変遷する基準の管理に関する監督を含むべき（should）。同時に、監督委員会には、ESGの専門的知見を有していることを確保すべき（should）。</li> <li>ESG指標算出者は、第三者機関からの情報と、指標が標榜するサステナビリティ特性との整合性を確保するための監督メカニズムについて検討し得る（could consider）。また、利益相反回避のため、明示的な開示やより高度な組織的独立性を必要とする場合がある（might require）。</li> </ul>
ESG指標の品質及び誠実性	<p>ESG指標算出者は以下を検討し得る（could consider）：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計手順やデータの制約に関する透明性の向上、及び、データの制約・推計手法・信頼性に関する懸念事項の開示。</li> <li>特に将来予測の情報を使用する際に、いつ、どのような形で専門的の判断が適用されるかの明確化。</li> <li>ESG要素をどのように方法論に反映するかに関する、明示的な開示。</li> <li>定義の変化、規制の動向、又は新規の及び変遷するサステナビリティ・リスクに鑑みた、より頻繁な見直しの実施。</li> </ul>
算出方針	<p>ESG指標算出者は以下を検討し得る（could consider）：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>データの定義や、方法論の堅牢性がどのように維持されているかに関する、より詳細な開示。</li> <li>算出方針を変更する際の十分な事前通知と詳細な根拠、及び、当該変更が及ぼし得る影響の説明。</li> <li>ESG指標停止の際の、指標の移行又は停止に関する、計画及び条件の策定。</li> <li>呈示者*がIOSCOの「<a href="#">ESG格付け及びデータ提供者</a>」への提言又は各法域の関連する行動規範の遵守することの要求。</li> <li>非財務データ及び自己申告に基づくESGデータにおけるエラーの追加的リスクに対応するための、具体的な管理措置。</li> </ul>
説明責任	<p>ESG指標算出者は以下を検討し得る（could consider）：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不服処理手続への、ESG指標特有の性質の反映。</li> <li>算出手法の一貫性に重点を置きつつ、ESGデータの複雑性や主観性を明示的に考慮した内部統制・監査プロトコルの導入。</li> <li>主観的なESGデータの処理及び検証における追加的リスク、推定や判断の利用が増える可能性に対応するための、管理枠組みの調整。</li> <li>外部のタクソミーやサステナビリティ基準との整合性等のESG特有の実務におけるトレーサビリティの確保。</li> </ul> <p>規制当局は、当局間の監督上の協力が、ESGの算出手法やデータ枠組みから生じる特定リスクに見合ったもの（比例的）となるよう、規制枠組みの調整を検討し得る（could consider）。</p>

\*指標の決定に関連して要求されている情報を運営機関又は算定機関に提供する法人。